

第 2 0 1 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 1 年 9 月 9 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成21年9月9日 午前10時00分開議
午後 4時05分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（23人）

委員長	千賀武由	副委員長	斉藤孝昭
委員	鎌田ちよ子	委員	澤藤一雄
”	新谷泰造	”	目時睦男
”	工藤孝夫	”	横垣成年
”	野呂泰喜	”	川端一義
”	白井二郎	”	岡崎健吾
”	山本留義	”	佐々木隆徳
”	富岡修	”	菊池広志
”	半田義秋	”	高田正俊
”	川端澄男	”	村川壽司
”	浅利竹二郎	”	新谷功
”	富岡幸夫		

○欠席委員（1人）

委員 山崎隆一

○説明のため出席した者

副市長	野戸谷秀樹
教育長	牧野正藏
公営企業管理者	遠藤雪夫
総務部長	新谷加水
総務部理事防災調整監	岩崎金藏
総務部税務調整監	對馬映子
会計管理者総務部理事出納室長	工藤正明
企画部長	阿部昇
企画部理事	近原芳栄
民生部長	齋藤秀人

保 健 福 祉 部 長	鴨 澤 信 幸
經 濟 部 長	櫛 引 恒 久
建 設 部 長	太 田 信 輝
教 育 部 長	佐 藤 節 雄
教育委員会事務局理事図書館長	高 田 文 明
公 営 企 業 局 長	佐 藤 純 一
総務部副理事総務課長	松 尾 秀 一
総務部副理事税務課長	赤 田 比 等 史
企 画 部 財 政 調 整 監	下 山 益 雄
企 画 部 副 理 事 企 画 課 長	伊 藤 道 郎
民生部副理事廃棄物対策課長	奥 島 慎 一
保 健 福 祉 部 次 長	坂 部 啓 二
經 濟 部 次 長	西 塚 廣 美
經濟部副理事産業政策課長	笠 井 哲 哉
經濟部副理事商工観光課長	中 嶋 達 朗
建 設 部 次 長	工 藤 裕
建設部副理事土木課長	布 施 恒 夫
建設部副理事用地課長	手間本 富士雄
建設部副理事下水道課長	齊 藤 鐘 司
建設部副理事建築課長	鏡 谷 晃
教育委員会事務局副理事 総務課長	安 藤 哲 雄
教育委員会事務局副理事 生涯学習課長	杉 浦 収 二
教育委員会事務局副理事 学校教育課長	加 藤 次 男
公営企業局副理事総務課長	石 田 武 男
公営企業局副理事水道課長	清 藤 巡 一
総務部防災調整課長	工 藤 初 男
企 画 部 財 政 課 長	石 野 了
保健福祉部介護福祉課長	岩 崎 若 男
經濟部農林水産課長	室 館 利 光
建設部都市計画課長	杉 山 重 行
教育委員会事務局学務課長	高 坂 浩 二
教育委員会事務局市民スポーツ課長	猪 口 和 則
教育委員会事務局川内教育課長	菊 池 正 紀

教育委員会事務局大畑教育課長	工藤正輝
教育委員会事務局脇野沢教育課長	杉澤健一
教育委員会事務局中央公民館長	小鳥孝之
公営企業局施設課長	嘉賀幸雄
川内庁舎産業建設課長	山下謙一
大畑庁舎産業建設課長	阿部 等
脇野沢庁舎産業建設課長	外崎幸二
総務部税務課総括主幹	畑中恒治
総務部税務課総括主幹	氏家 剛
総務部税務課総括主幹	赤坂吉千代
経済部農林水産課総括主幹	二本柳 茂
経済部農林水産課総括主幹	下山房雄
建設部土木課総括主幹	二本柳 茂
建設部建築課総括主幹	望月 操
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	阿部 謙一
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	室館 幸一
教育委員会事務局 中央公民館総括主幹	小川 壽志
教育委員会事務局 下北自然の家総括主幹	菊池 昭男
公営企業局総務課総括主幹	笹谷光久
建設部土木課主幹	眞野修司
建設部下水道課主幹	木村雅敏
総務部総務課主幹	吉田 真
総務部総務課主任主査	澁田 剛

○事務局出席者

事務局長	工藤昌志	次	長澤谷松夫
総括主幹	柳田 諭	主	査石田隆司
主 事	井戸向秀明		

(午前10時00分 開議)

○委員長(千賀武由) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は19人で定足数に達しております。

これより8日に引き続き議案第70号 平成20年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

昨日は、第6款農林水産業費までの質疑が終わっておりますので、本日は第7款商工費から審査してまいります。

それでは、第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) おはようございます。第7款商工費についてご説明させていただきます。192ページをお開き願います。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費。商工総務費であります。商工観光担当職員の人件費が主なものであります。

第2目商工振興費、192ページから194ページであります。商工振興費であります。商工業の振興を図るための経費でありまして、予算額3億4,150万8,334円に対し、支出済額は3億3,698万2,212円となっております。主なものは、19節負担金補助及び交付金の3,519万7,128円で、むつ商工会議所の実施する事業への補助金682万2,000円、同じく川内町商工会補助金247万円、大畑町商工会補助金204万7,000円、市内中小企業の経営安定のための中小企業小口資金特別保証制度保証料負担金1,479万1,754円及び中小企業事業活性化資金特別保証制度保証料負担金653万522円のほか、関連団体への負担金、補助金、会費であります。21節貸付金2億9,600万円は、市内中小企業の融資の円滑化を図るため、市内の取り扱い各銀行、商工組合中央金庫に対する保証制度融資の原資預託であります。

第3目観光費、194ページから198ページであります。観光費であります。観光の振興に要する経費でありまして、予算額2億5,760万539円に対し、支出済額は1億2,195万4,903円となっております。主なものは、13節委託料4,966万8,207円で、ふれあい温泉川内、脇野沢温泉等、川内、脇野沢地区観光施設指定管理委託料1,287万1,000円、リフレッシュセンター鱒の里及び野営場指定管理料661万円、釜臥山展望台管理及び交通統制業務委託料574万9,800円のほか観光施設の管理に要する経費であります。15節工事請負費2,851万7,370円は、恐山電源ケーブル交換工事630万円、観光遊覧船改修工事619万5,000円のほか、観光施設の改修等を行ったものであります。19節負担金補助及び交付金1,809万6,400円は、観光客の誘致促進を図るため、市内4観光協会で実施した観光客誘致促進事業への補助金756万円、下北観光協議会への負担金635万6,000円ほか観光関連団体への負担金、会費であります。

第4目消費者行政推進費、198ページでございます。消費者行政推進費は、消費者意識の啓蒙啓発及び消費者保護を目的として設置されたむつ市消費者の会への補助金及びみんなの消費生活展実行委員会への負担金が主なものであります。

第5目むつ来さまい館等管理費。むつ来さまい館等管理費であります。これはむつ来さまい館、観光物産館、イベント広場の3施設の指定管理料7,004万1,000円が主なものであります。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 2つほど質疑いたします。

2目の商工振興費、そして3目観光費で不用額が出ているのですけれども、その不用額の大きな要因を教えてくださいと思います。

○委員長（千賀武由） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） お尋ねにお答えいたします。

まず、2目の商工振興費のほうです。金額で449万円出ておりますけれども、これは平成20年度末に中小企業の融資特別保証制度という保証料が不足になるのではないかとということで3月の補正で471万5,000円補正したのですけれども、もちろんこれはいいことなのですけれども、結果はさほど伸びないということで、その分の補正したものの大半が不用額となったものであります。

それから、3目の観光費のほうです。これはほとんど委託のところが多いのですけれども、55万6,000円、これについては委託料の減、いわゆる委託をしてみたのですけれども、入札の結果金額が下がったというものです。それともう一つ、一番大きいところが工事請負費の部分です。その部分については、途中この工事費については3度ほど補正を行っておりますけれども、主なものの本来当初予算にございました工事、それをやった際のいわゆる入札残がその金額になっております。

○委員長（千賀武由） 山本留義委員。

○委員（山本留義） これからも説明があるのでございますけれども、そういう大きな不用額については説明をしていただければと思います。

終わります。

○委員長（千賀武由） ほかに。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ。商工振興費で実績報告書によりますと、特別保証制度利用状況が平成20年度が146件、小口ですが、これかなりふえてお

りまして、これはやはり中小企業特別融資がかなり広い範囲の業者に適用されたということの影響であるかどうかということと、それと関連するかどうかわかりませんが、実績報告書の80ページの商工中金制度利用状況、これが平成19年度、平成18年度が、20億円、13億円というかなりの金額だったのですが、平成20年度がぐんと下がって、件数はそう減ってはいないけれども、6億3,500万円ということで、これは特別保証制度利用状況のほうが利用しやすく、そっち側に流れてこっち側が減ったという関連になっているのかわかるということを含めてちょっと教えてもらえればなと思います。

○委員長（千賀武由） 商工観光課長。

○経済部副理事・商工観光課長（中嶋達朗） お答えいたします。

確かにいわゆる短く言うと小口資金といわれる活性化資金、先ほど保証料をふやしたほうが非常にもう倍近く伸びております。今現在はちょっと落ちついてありますけれども、それと同時に先ほど商工中金のほうのあれが出ましたけれども、窓口が多少違います。私どものほうに来て銀行に行く場合と、あるいは商工中金の場合は商工会さんのほうということもあるのですけれども、どうしても銀行さんのほうが市のほうに行って5号認定というのですけれども、それをとってくださいということのうちのほうがふえております。ただ、その中央のほうが減っているのと、その仕事のぐあいがよくなって、いわゆる資金繰りということにそのお金を借りて、その資金にするということは議員おっしゃったことのおりだと思えます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○委員長（千賀武由） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（太田信輝） おはようございます。建設部が所管いたします第8款土木費の決算の概要をご説明いたします。200ページをお開きください。

第8款第1項第1目の土木総務費でございますが、建築課及び下水道課を除く建設部の一般職員35人分の給与費のほか、事務用消耗品費を支出いたしております。

次に、2目の建築総務費でございますが、建築課の一般職員7人分の給与のほか、建築の適正指導、建築確認申請及び市有建築物の設計管理に必要な経費を支出いたしております。

次に202ページ、2項1目の道路橋りょう総務費でございますが、この項目は道路橋りょうの管理に係るもので、街路灯やゆとりの駐車帯の管理及び当市が加盟しております各種協議会の会費等に支出しております。11節の需用費は街路灯8,124灯の電気料3,800万6,575円、器具修繕料1,733万3,059円及びゆとりの駐車帯の電気料、修繕料等合わせて5,606万5,561円となっております。13節委託料は、ゆとりの駐車帯6カ所の清掃や浄化槽の管理及び道路台帳の補正作業など合わせて357万956円となっております。15節工事請負費は、街路灯25基の新設工事であります。

次に、2目の土木維持費でございますが、市道、生活道路及び水路の維持補修にかかわる経費と除雪作業の委託料などに支出しておりますほか、平成20年度は老朽化した除雪用ドーザーの更新を行っております。11節需用費は、冬期間の坂道対策として、ロードヒーティングの電気料900万8,332円のほか、スキー場ロードヒーティング灯油代及び小型除雪機の燃料費や修繕料であります。13節委託料は、除排雪委託料1億7,325万7,847円、道路の砂利敷等維持補修委託料7,485万3,976円のほか、降雪予測、融雪施設の保守点検などに支出いたしております。204ページ、15節工事請負費は、市道、生活道の舗装7カ所約1,100メートルと側溝整備9カ所約779メートルの整備を実施しております、これに係る工事費6,668万8,650円を支出いたしております。16節原材料費は、市道、生活道の補修材や融雪剤の購入費であります。18節備品購入費は、大畑、川内地区で保有している除雪用ドーザーが老朽化していることから、国から3分の2の補助をいただき、2台の更新を行っております。

次に、3目の用地管理費でございますが、道路や水路の管理に必要な経費を支出いたしております。13節委託料は、道路用地境界確定に係る測量委託に支出されております。14節使用料及び賃借料は、市道用地及び排水路用地の一部を借り上げておりますことから、これに伴う借地料でございます。

次に、4目道路新設改良費でございますが、国からの道路整備補助や起債等によって施工した道路の新設改良にかかわる経費であります。204ページから206ページにかけての13節委託料は、工事实施に係る測量設計委託3件及び工事積算システムのメンテナンス料を支出いたしております。15節工事請負費は、坂道対策1カ所を含む道路舗装9件のほか、路盤改良1件、合わせて10件で2,600メートルを実施、側溝工事は融雪溝2件を含む6件2,075メートルを実施いたしております。19節負担金補助及び交付金は、大湊地区で

実施しているエコ・コースト事業の市の工事分について、県に代行していただいておりますので、その工事費分の負担でございます。

次に、5目の特定交通安全施設整備費でございますが、市町村に交付されます交通安全対策特別交付金により交通安全に係る事業に支出しております。15節の工事請負費は、道路のセンター及び外側線等区画線3万6,500メートルの設置を行っております。

次に、3項1目の河川総務費でございますが、市の管理する普通河川の維持管理に係る経費や各種協会の会費及び県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金を支出いたしております。13節委託料は、市が管理しております河川の浚渫や草刈り等、河川維持補修に係る委託料を支出しております。206ページから208ページにかけての19節負担金補助及び交付金は、各種協会の会費及び県が実施しております脇野沢地区2カ所と川内地区1カ所の急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金を支出いたしております。

次に、2目の河川改修費でございますが、市が管理する普通河川及び側溝や排水路の整備のほか、大畑地区の内水はんらん対策に係る実施設計業務委託などに支出いたしております。13節委託料は、排水路整備に係る測量設計2件、大畑地区の内水はんらん対策に係る実施設計及び古川の堆積物処理など業務委託となっております。15節工事請負費は、排水路整備2件54メートルと川の仮設護岸1件の工事を実施いたしております。17節公有財産購入費は、金谷地区の排水路用地の購入を予定しておりましたが、用地交渉が合意に至らなかったことから、支出はありませんでした。

次に、4項1目の港湾総務費でございますが、各種協会の会費及び県が実施している大湊港の港湾整備事業への負担金を支出いたしております。

次に、5項1目の都市計画総務費でございますが、都市計画審議会にかかわる費用や都市計画法に定められております5年に1度の都市計画基礎調査を実施しておりますほか、都市計画マスタープランの見直し、都市計画関連の各種協会の負担金や下水道事業特別会計への繰出金を支出いたしております。13節委託料は、都市計画基礎調査及び都市計画マスタープラン策定の見直しに係る業務委託料であります。210ページ、28節繰出金は、下水道事業特別会計への繰出金であります。

次に、2目の公園管理費でございますが、都市計画課では、公園、広場、遊園施設合わせまして40施設を所管しております。これらの維持管理に要する経費を支出いたしております。7節賃金は、早掛沼公園の日中管理を常駐とするため臨時職員1名分の賃金であります。11節需用費は、消耗品費のほか、公園の電気料、水道料及び公園の防護さく、遊具、水銀灯の修繕料で

あります。13節委託料は、公園の遊具及び噴水の保守点検のほか、維持管理作業に係るものでございます。15節工事請負費は、早掛沼公園の防護さく190メートルの補修を実施いたしております。

次に、3目の大湊駅前広場管理費でございますが、広場の植樹帯やモニュメント等の維持管理にかかわる経費で59万4,222円を支出いたしております。

次に、4目のかわうちまりんびーチ管理費でございますが、海岸に親しむための空間づくりを目的として、平成4年度から県が整備し、平成13年度から供用いたしております海水浴場の維持管理費を支出いたしております。7節賃金は、海水浴シーズンの遊泳監視員及びトイレ、シャワーの清掃員の賃金であります。13節委託料は、ビーチの草刈りや植樹帯の雪囲い及び遊泳監視員等施設の維持管理業務の委託料であります。15節工事請負費は、川内庁舎からまりんびーチへの進入路整備に係る工事を実施いたしております。

次に、5目の下北駅前広場整備費でございますが、広場整備に係る工事費や駅舎改築に伴う負担金及び土地の購入等に要した費用を支出いたしております。15節工事請負費は、駅正面の県道からの進入路や歩道を整備したほか、トイレの整備を実施いたしております。17節公有財産購入費は、平成10年度に公共用地取得事業特別会計で取得した広場用地の買い戻しをいたしております。214ページ、19節負担金補助及び交付金は、JR東日本との協定に基づき、駅舎改築に係る費用を負担したものでございます。

次に、6項1目の住宅管理費でございますが、市内全域22団地、596戸の市営住宅の管理に要した費用を支出いたしております。11節需用費は、市営住宅の修繕料が990万7,482円と91%を占めております。13節委託料は、浄化槽の管理や消防施設点検等のほか、市営住宅耐震診断及び桜木町西団地解体設計業務の委託料でございます。15節工事請負費は、桜木町西団地解体工事や第1初見団地の下水道接続及び金谷団地の屋根の塗装工事を実施したものでございます。

次に、2目の市営住宅建設費でございますが、緑町団地建設に係る実施設計の委託や当該用地9,189平米の購入にかかわる経費を支出いたしております。

第8款の決算の概要は、以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 2項1目の13節委託料の件でお聞きします。関根駐車帯管理業務委託料33万2,172円、川内のほうは102万四千幾らなのですが、この差は大分3倍以上あるわけなので、その違うわけを教えてくださいたいと思

ます。

(「何ページですか」の声あり)

○委員(白井二郎) 203ページ。

○委員長(千賀武由) 建設部長。

○建設部長(太田信輝) もう一度確認させていただきますけれども、関根の駐車帯と川内の駐車帯の額の差ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○建設部長(太田信輝) 関根のゆとりの駐車帯は、維持管理と、それから浄化槽が1つになっております。これは、川内の場合は別になっておりますので、合わせれば大体同じ額になるかと思えます。

○委員長(千賀武由) 白井二郎委員。

○委員(白井二郎) 片方は分けて、片方は分けていないということで、私にすればちょっと意味がわからなかったものですから、それでも20万円ぐらい違うわけです。関根のほうは新しいためにこのように管理費が安いものか、また川内のほうが古いために20万円ぐらい違うものか。大体施設そのものは同じだと思うのです。ちょっと私とすれば、たかが20万円ぐらいなのですが、どのように契約しているのか。

○委員長(千賀武由) 建設部長。

○建設部長(太田信輝) 申しわけありません、私の説明不足でございました。関根は1カ所でございますけれども、川内は全部で4カ所になりますので、その川内の場合はゆとりの駐車帯のほかに国県道のちょっとした駐車帯があるのです。それらの管理も含めております。全体では4カ所を川内では1つとして扱っております。むつ地区の場合は一つ一つに分けておりますので、その分の差かと思えます。

○委員長(千賀武由) 白井二郎委員。

○委員(白井二郎) わかりました。できましたら括弧して4とかなんとか、我々がわかるように、理解ができるようにぜひ今後お示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長(千賀武由) ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員(横垣成年) 1点だけお願いします。

208ページの港湾総務費であります。ここには大湊港港湾改良事業というのが平成19年度もやっております。この事業の大体の全貌というのもお聞きしたいと思うのですが、これがまたいつごろまでかかる事業なのかというのも含めてお答え願いたいと思います。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

県が行っている大湊港の整備事業でございますが、この中には国の補助が3つほど入っております。それぞれ負担割が違うのですけれども、まず1つ目は港湾改修事業ということで、今の既存の岸壁、これを改修していくという事業でございます。これが負担金としては約300万円、それから港湾緑地整備事業負担金、これは、今の克雪ドームの隣にあります防災緑地の整備のための県の事業でございます、これが10分の1の負担で300万円、それから、もう一つは港湾地域再生基盤強化事業負担金というのがございます。これは耐震岸壁、ことしで事業は終わりますけれども、平成21年度で耐震岸壁は完了するのですけれども、それに対する負担金で8分の1の負担をして4,375万円というふうな額になっております。それで、先ほどどれくらい続くのかということでございます。今のこの耐震岸壁につきましては、ことしで終わりだよということでございますけれども、残りの2つについては国からの補助の関係で若干延びていくのかなということ、最終年度の確定はしておりません。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） たしかこの大湊港の岸壁が何かへっこんだという話もあって、そこら辺は全くむつ市の負担はなかったのかどうかというのもちよつと確認させてもらって、この事業は結局大湊駅のほうにずっと道路が延びていくというふうな事業になっているのかどうか、そのところもちよつと詳しく教えてもらえればと思います。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

岸壁が落ちたというのは、岸壁ではなくて栈橋の部分になっております。そこは、確かに陥没した経緯がございます。ただ、今整備しようとするのは、あくまでも岸壁でございますので、その一部分は含まれるかと思っておりますけれども、それは別物として、あくまでも一般の岸壁を整備していくということの負担金でございます。

それから、今後また大湊のほうに延びるかということでございます。今大平の船溜、要するに大平のほうの踏切を渡ったところでございますけれども、国道を行って大平地区から海側に入っていく、その道路の部分、これが歩道整備されて、とりあえずはそこで終わりでございます。その先ということになりますと、これはまた別な事業で大分前に要望はしておりますけれども、

港湾区域からはみ出す部分も出てきますので、ちょっと難しいのかなというところはあります。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 1点だけ。202ページ、工事請負費、道路橋りょう費の15節です。ここの街路灯新設工事とありますけれども、街路灯の町内会等の要望に十分こたえられているのか、そしてこの工事の中身といいますか、どこまでやるのかと、器具の取り付けだけなのか、あるいは電柱といいますか、そうしたものが無い箇所についてどういうことになっているのかお知らせください。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

街路灯の設置要望に対するこちらの設置状況でございます。まず工事としては25基設置しておりますが、そのほかに寄附を含めると約50基くらいになります。それで、大体の要望に合わせて設置はしておりますが、極端にもう20カ所もつけなければならぬような部分、これは一気には無理でございますので、バランスを考えながら少しずつ設置していくというふうに考えております。

それから、工事の内容でございますが、一般的には電柱のあるところに器具を取りつけて設置すると。要望の中にはやはりポールも必要という場合もございます。それはそれでまた対応するということで、要するに優先順位の中で必要な部分については、ポールでも設置が必要であれば立てていくというような取り組みでございます。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 随分お願いしても、待ってもなかなか支柱がないので、暗いままになっているというようなことも往々にして見受けられますので、要望におこたえくださるようによろしく申し上げます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 206ページの河川費、河川総務費の19節、そこに県費単独急傾斜地対策事業負担金330万円と、こっちは県だから10分の2だということなのですが、次のページの209ページの急傾斜地崩壊対策事業費というのは、これは国ので10分の1だということですが、この差異はどういう基準でこれ区別されるのですか。国道とかそういう形のものなのですか。区別の基準をお聞きしたいのですが。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 我々がよく言う県単、県の単独事業の場合は2割負担、それから公共といいますか、国から県が補助をいただいて実施するものが1割負担ということになっております。これは、いつの時代、時期にその定めができたのかはわかりませんが、もう相当前からこういう負担割で実施されております。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 213ページの下北駅前広場整備工事及び下北駅前のトイレ新築工事とあるわけですけれども、金額として2,583万円というようなトイレの新築工事の部分がございます。この部分で私は個人的に見ると大変高額なトイレだなと思っております。しかしながら、やはりこれくらいかかったのだなというようなことで認識はしておりますが、この新築トイレに関して、駅舎をつくった関係の事業所がこのトイレのほうもつくったのか、それをちょっとお聞きしたいのですけれども、どちらのほうでつくったか。例えば地元のむつ市、下北の工事会社がトイレの新築工事をしたのか、それとも駅舎をつくった会社そのままトイレの新築工事を行ったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） トイレにつきましては、あくまでも地元業者ということで発注しております。これは、駅の責任分界点みたいなものがあり、線路敷からどれくらい離れなければ、JRの専属の業者でなければだめだよというあれがあるのです。それで、手前にフェンスを設置しておいて、そこからこっちは一般の業者が作業できる、工事ができるというような中身で分けられております。ですから、実際にトイレの工事をしたのは、地元の業者ということでございます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（千賀武由） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（新谷加水） 第9款第1項の消防費についてご説明をいたします。216ページをお開き願います。216ページから219ページにかけてでございます。

1 日常備消防費でございます。これは、19節の下北地域広域行政事務組合に対する負担金支出が主なものでございます。その内訳といたしましては、162人分の消防署員の人件費のほか、大畑消防署の建設に係る実施設計委託料829万5,000円、脇野沢消防署のホース乾燥塔解体新設工事費747万6,000円が主なものとなっております。なお、3月補正させていただきました防火服の購入事業に係る1,212万6,000円につきましては、繰越明許費を設定し、平成21年度へ繰り越してございます。これにつきましては、既に60着購入済みでございます。また、2,797万9,000円の減額補正につきましては、大畑消防署の実施設計委託料の減及び職員の配置がえに伴うものでございます。

次に、同じページの2目非常備消防費でございます。これは、むつ市消防団の維持運営に要した経費でございます。その主なものは総勢1,068名の団員の人件費が主なものでございます。不用額につきましては、出動件数の減等によるものでございます。ちなみに、当該年度の火災発生件数は前年度比マイナス4件の25件、団員の延べ出動人員数は1,074人減の7,103人ございました。

次に、3目水防対策費でございます。これは、むつ、川内、大畑、脇野沢の4地区にございます水防倉庫の維持管理に要した経費でございます。主なものといたしましては、土のう袋、砂、スコップなどの水防対策資材等の購入費でございます。

次に、4目防災対策費でございます。これは、19節の県防災ヘリコプター連絡協議会及び県地域情報ネットワーク市町村負担金、県総合防災情報システム市町村負担金等が主な経費でございます。なお、当該年度は大畑地区におきまして、むつ市総合防災訓練を実施したところでございます。自衛隊、警察、消防団初め17の機関、団体から585人が参加し、21の訓練項目を実施してございます。

次に、5目消防施設整備費でございます。218ページでございます。これは、消火栓、防火水槽などの消防施設の整備に係る経費でございます。主な経費は18節の備品購入費で、当年度は小型動力ポンプ付積載車6台、小型動力ポンプ1台の更新を行っております。また、15節の工事請負費では、3地区の防火水槽に係る整備工事を実施したところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。日時睦男

委員。

○委員（目時睦男） 1点だけ聞きたいと思いますが、消防費の非常備消防費の不用額が700万円弱あるわけですが、その不用額の主な内容についてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（千賀武由） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） お答えいたします。

これは、消防団員の報酬の減でございまして、報酬といいますか、出動回数が減ったことによるものでございます。それだけ火災とか災害が少なかったということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 消防費の非常備消防費の件でお聞きします。主要施策の実績報告書のほうの95ページでございまして。先ほど目時委員も申しましたが、700万円ぐらいの不用額が生まれたわけですね。ということは、1,000人ぐらいの出動が少なくなってこの額が不要になったということと理解しているわけなんです。ただ、この中で団員報酬はわかります。旅費二千幾らとあるわけなんです。旅費というのはどういうことなんでしょうか。ちょっとわからないものですから。

○委員長（千賀武由） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） これは、出動するためには費用弁償が出ます。火災ほか災害に対して。その減です。

○委員長（千賀武由） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） わかりました。というのは、私も消防団やっているとわかってはいるわけですね。でも我々には旅費という形で出ているわけではないのです。あくまでも我々は出動手当として、1回出れば幾らともらっているわけですね。ですから、我々は旅費という感じでは受けとめていないわけですね、団員といたしましては。旅費というのは、あくまでも旅費ですから、出動するため、出動手当と旅費とは私は全然違うと思います、意味的に。この辺が私わからない。

そしてまた、不用額が700万円ぐらい生まれているわけですね。これは、決算ですので、今言ってもあれなのですが、今団員数も、恐らく防災調整監も十分理解していると思いますが、どこの各分団とも少なくなっているのが実情でございまして。ということは、仕事を持ちながらこういう形で協力していると。はっきり言って余りに報酬が少な過ぎるわけですね、出動手当も。1日行っても1,500円か幾らしかもらえないわけですね。金をもらうためにやっているわけではないのですが、このような不用額を出すくらいであったら、次

年度には、来年度の予算にはその辺を考えると、それをお願いしたいと思います。これは、決算ですので、あくまでもこれは自分としての思いでございますので、何とぞ受けとめて、あと上のほうへ話をしてくだされれば幸いです。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 関連でお尋ねいたします。

1 回の出動で大体幾らぐらいになるのですか。

○委員長（千賀武由） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（工藤初男） お答えいたします。

水火災、その他の災害、警戒及び訓練の場合で、1 日につき1,700円でございます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第 9 款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） それでは、第10款教育費についてご説明申し上げます。決算書は、220ページからとなります。

第 1 項教育総務費、第 1 目教育委員会費であります。これは、教育委員に要した経費でありまして、4 人分の報酬及び費用弁償が主なものであります。

次に、第 2 目事務局費であります。これは、教育委員会の事務局に要した経費でありまして、教育長及び一般職員38人分の給与費のほか、臨時職員 2 人分の賃金、学校等災害保険料、複写機使用料が主なものであります。

次に、222ページ、第 3 目義務教育振興費であります。これは、義務教育の振興に要した経費でありまして、外国語指導助手 4 人分及びスクールサポーター18人分の賃金、教育相談支援員 6 人に対する謝金、ジュニア大使派遣事業に係る旅費、教師用教科書指導書及び学力検査用紙代等の消耗品費並びに各種大会遠征費補助金が主なものであります。

次に、224ページ、第 4 目教育研修センター費であります。これは、教育研修センターの管理運営に要した経費でありまして、教育相談員 2 人分の報酬、一般職員 1 人分の給与費、問題を抱える子供等の自立支援相談員及びスクールソーシャルワーカーそれぞれ 2 人分の謝金並びに教職員の各種研究講座の開催に要した経費が主なものであります。なお、研修講座は17講座開催しておりまして、872人の受講者がありました。

次に、226ページ、第 5 目学務管理費であります。これは、児童・生徒の

入学、転校、就学援助等の事務事業に要した経費でありまして、学校評議員100人分の報酬、私立幼稚園就学奨励費補助金、すくすく子育て支援費補助金、要保護・準要保護及び特別支援教育就学奨励費に係る扶助費、育英基金に対する繰出金が主なものであります。

次に、第6目教員住宅管理費であります。これは、教員住宅42戸の維持管理経費であります。

次に、228ページ、第2項小学校費、第1目小学校管理費であります。これは、小学校15校の管理運営に要した経費でありまして、技能員、調理員14人分の給与費、臨時技能員20人分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、通学者輸送業務委託料のほか、第二田名部小学校、大平小学校及び第一田名部小学校の耐震診断業務委託料、苫生小学校体育館屋根幕板改修工事費、大平小学校ほか5校の教育用コンピューター整備費が主なものであります。なお、第一田名部小学校、第二田名部小学校及び大平小学校に係る耐震整備事業並びに小学校9校に係る教育用コンピューター整備事業及び児童用机、いす整備事業につきましては、繰越明許費として平成21年度へ繰り越ししております。

次に、230ページ、第2目教育振興費であります。これは、小学校15校の教材器具等の購入に要した経費であります。

次に、第3目第三田名部小学校建設費であります。これは、第三田名部小学校建設に係る実施設計委託料及び建設用地購入費が主なものであります。

次に、232ページ、第4目第一川内小学校建設費であります。これは、第一川内小学校建設に係る地質調査業務委託料であります。なお、実施設計委託料については、繰越明許費として平成21年度へ繰り越ししております。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費であります。これは、中学校9校の管理運営に要した経費でありまして、技能員、調理員14人分の給与費、臨時技能員12人分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、通学者輸送業務委託料のほか、大畑中学校及び脇野沢中学校の耐震診断業務委託料、大湊中学校耐震補強工事設計業務委託料並びに中学校の各種改修工事費が主なものであります。なお、大湊中学校耐震改修事業については、繰越明許費として平成21年度へ繰り越ししております。

次に、234ページ、第2目教育振興費であります。これは、中学校9校の教材器具等の購入に要した経費であります。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費であります。これは、社会教育の推進及び生涯学習の振興に要した経費でありまして、社会教育委員13人分、生涯学習指導会議委員20人分、社会教育指導員1人分及び下北自然

の家の所長、副所長の報酬、一般職員10人分の給与費、海と森ふれあい体験館の指定管理委託料、学校支援地域本部事業、放課後子どもプラン推進事業、成人式に要した経費が主なものであります。

次に、236ページ、第2目公民館費であります。これは、中央公民館、川内、大畑、脇野沢公民館のほか、地区公民館24館の管理運営に要した経費でありまして、社会教育指導員2人分の報酬、一般職員6人分の給与費、臨時職員5人分の賃金のほか、各種事業に係る講師等謝金、公民館の管理に係る光熱水費及び各種委託料並びに小目名地区公民館床及び中央公民館自動ドア改修工事費が主なものであります。

次に、240ページ、第3目図書館費であります。これは、図書館本館と3つの分館の管理運営に要した経費でありまして、図書館奉仕員6人分の報酬、一般職員8人分の給与費のほか、図書館の管理に係る光熱水費、各種委託料、ロードヒーティング改修工事費、図書購入費が主なものであります。

次に、244ページ、第4目文化振興費であります。これは、芸術、文化の振興、文化財の保護及び文化財収蔵庫の管理に要した経費でありまして、文化財収蔵庫の管理に係る各種委託料のほか、水源地堰堤に係る調査整備事業に要した経費が主なものであります。

次に、246ページ、第5目学習センター管理費であります。これは、宇田水源池公園内にある学習センターの管理運営に要した経費でありまして、維持管理のための委託料が主なものであります。

次に、第6目視聴覚振興費であります。これは、むつ市視聴覚ライブラリーの管理運営に要した経費でありまして、DVDソフトの購入費が主なものであります。

次に、第7目下北自然の家管理費であります。これは、下北自然の家の管理運営に要した経費でありまして、施設利用者に係る賄い材料費及び施設管理委託料が主なものであります。施設の利用団体は128団体、利用者は1万1,347人となっております。

次に、248ページ、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。これは、社会体育の振興、各種体育団体の育成援助に要した経費でありまして、体育指導員35人分の報酬、一般職員5人分の給与費、各種講師の謝礼のほか、体育協会補助金、スポーツ少年団体運営費補助金等が主なものであります。

次に、250ページ、第2目学校保健費であります。これは、児童・生徒の健康診断や、けが等の見舞金の給付等、児童・生徒及び教職員の健康管理に要した経費でありまして、学校医等への各種検診検査委託料、日本スポーツ

振興センターへの医療費給付負担金が主なものであります。

次に、252ページ、第3目学校給食費であります。これは、学校給食事業の管理運営に要した経費でありまして、臨時調理員27人分の賃金、学校給食用のガス等の燃料費、大畑地区学校給食業務委託費のほか、回転がま8基、食器消毒保管庫2基等学校給食用備品購入費が主なものであります。

次に、254ページ、第4目体育施設管理費であります。これは、むつ運動公園、大畑中央公園、ふれあいスポーツパーク、脇野沢総合運動場の管理運営に要した経費でありまして、大畑地区体育施設指定管理委託料、むつ地区体育施設指定管理委託料のほか、ふれあいスポーツパークテニスコート整備工事費が主なものであります。

次に、第5目体育館管理費であります。これは市民体育館、川内体育館及び大畑体育館の管理運営に要した経費でありまして、川内体育館清掃管理業務委託料のほか、市民体育館壁掛非常放送機器取替工事費及び非常用発電機の購入費が主なものであります。

次に、256ページ、第6目スキー場管理費であります。これは、釜臥山スキー場及び於法岳スキー場の管理運営に要した経費でありまして、釜臥山スキー場リフト修理費、於法岳スキー場管理業務委託料のほか、競技用ボールの購入費が主なものであります。

次に、第7目ウェルネスパーク管理費であります。これは、ウェルネスパークに係る指定管理委託料であります。

以上が教育費の概要であります。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 226ページの教員住宅管理費についてお尋ねいたします。

42戸という説明でありましたけれども、この入居状況について、全戸入居されているのかどうかお尋ねいたします。

○委員長（千賀武由） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） ことしの7月末現在ですけれども、42戸のうち17戸に入っております。

以上です。

○委員長（千賀武由） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 半分に満たない状況だということです。さまざまな理由があるとは思いますが、その主な理由をつかんでいたら教えていただきたい。なお、教育委員会としては地域に根差して、いつでも生徒に何かあったときには対処できるという観点からいって、果たしてどういうふうに認

識しているのか、この点もあわせてご答弁願いたい。

○委員長（千賀武由） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） ただいま説明しましたとおり、42戸の教職員住宅があって、17名の入居者しかないということなのですけれども、この原因は、交通機関が発達して、各自マイカーの通勤が可能となったというふうなことが大きな要因になっているかと思えます。ただ、地域との触れ合いというものが非常に大事なものですから、教育委員会としては地域の意向に沿いまして、できるだけ地域の方と連携をとれるような体制をとっていただきたいというふうなことで、通勤が可能で、それでなおかつ地域の方との交流が図れば、それはそれでよろしいのかなというふうな考えは持っております。ただ、あくまでも地域を主体とした学校教育活動でありますので、その辺は地域との連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（千賀武由） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 川内の場合は、これから小中一貫校になっていくということからしても、非常にこれは大事なことになっていくというふうに考えるものです。したがって、今教育部長が答弁したように、そういう通勤体制が非常に便利になったということもあるでしょうけれども、そういうことがあったとしても、答弁に述べられたような観点から、教育委員会としても教員に対するそういう意味についてご指導のほうを絶えずしていただければなというふうに、この点をご要望をしておきたいと思えます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 2点お尋ねをしたいわけではありますが、1点目は、今の工藤孝夫委員の質疑と関連するわけではありますが、この教員住宅42戸の地区別の戸数の内訳をお聞かせ願いたいと思えます。

2点目は、小学校費、それに中学校費の中の賃金の部分ではありますが、合わせますと賃金が4,100万円ちょっとになっているわけではありますが。予測するには臨時の職員が相当人数、頭数としているのかなというふうな感じを持つわけではありますが、そのうち、この賃金のうち、それぞれ小学校、中学校の用務員の学校別の人数、学校別までいかななくてもいいです。地域ごとの、地区ごとの臨時用務員の人数についてお知らせを願いたいと思えます。

○委員長（千賀武由） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） 委員のお尋ねにお答えいたします。

教員住宅の地区別に関しては、むつ地区6戸、川内地区13戸、大畑地区8戸、脇野沢地区15戸です。そのうちむつ地区と大畑地区は6戸、8戸ありま

すけれども、入居者は今のところゼロでございます。川内に関しては、13戸のうち11戸、それから脇野沢地区は15戸につき6戸です。

臨時用務員のほうですけれども、各学校にまず1名は配置しております。あと大規模校に2名ということで、地区別にはちょっと今数えればわかりま
すけれども、そういうふうになっております。

○委員長（千賀武由） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 今教員住宅の部分については、数字示されたわけであり
ますが、例えば大畑の場合8戸あるわけで、そのうち入居者がゼロと。私は、
先ほど理由の中で車社会の状況、通勤手段等々からゼロというか、入居者が
全体で17戸しかないという、こういうお話をしていますが、私は別な部分
があるのではないかと考えているのです。というのは、快適な住宅になって
いないという、ここが一番の理由ではないかなと。例えば大畑の場合には教員
住宅、校長住宅等々含めて、もう何年も入っていないのです、そのままに
なっているのです。ただ、数字的な部分からすると8戸ということになって
いると思うのですが、これはもう私は、入居しますと希望する人はゼロが当
たり前だと思うのです、私なりにとらえると。

先ほども言っていますが、私は学校教育上からすると、やはり地域に根差
した教育、そういう面では学校の先生方が大畑であれ、川内であれ、脇野沢
であれ、むつであれ、それぞれの赴任地の中に生活を一緒にして、そして地
域社会を含めた生活の根拠をそこにする、これがやはり必要ではないかとい
う、こういう感じを持つわけです。そういう面で、教育のあり方の部分を含
めたときに、これは教員の方をそこに入りなさいということ強制はできな
いと思いますが、そういう住環境をきちっとするという、そのうえで教育上
の問題を含めて先生方にアピールをしながらという点が必要だと思います
が、教育長、その辺について、考え方を含めて今後の展望をお聞きしたい。

それと2つ目は、用務員については、最低1人、大きい学校については2
人ということはお聞きをしました。実態含めてお聞きしたいのは、この臨時
職員の採用は、どこでやっているのか。本庁の教育委員会の担当のところ
でやっているのか、それぞれの地域の方々、いろんな状況の中で採用してい
るかと思いますが、その辺についてまずお聞きをしたいと思います。

○委員長（千賀武由） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 先ほど工藤委員からもお話があったわけございま
すが、管理職含めまして教職員というのは、特に義務教育の段階におきま
しては、やはり地域と切り離せない位置にいるということが私は基本だろうと、
このように思っているわけございまして、そういうことでかつては、まだ

このような形の交通事情、あるいは道路事情が余りよくなかった時代はほとんどの教職員は地域の中に溶け込んで伝統行事、あるいはまた地域の行事に参加して、子供の教育ばかりではなくて、地域の中で一体化した時代があったわけでございまして、私も理想的にはそうだろうと、このように思っているわけでございます。

その中に、例えば管理職はできるだけ地域に居住することというふうな、すべての教職員というわけにはいかないわけでございますが、そういうことがあったのですが、最近余りにも交通事情がよくなり過ぎてといたしましょうか、通勤圏というふうなこともございまして、なかなか我々ができるだけ地域の中に溶け込んでくださいということで、例えば夜町内会あるいは部落会のいろいろ懇親会があった場合にもできるだけ出席していただきというふうなことを申し上げているわけでございますが、すべてというわけにはいきません。やはり自宅から遠く離れていると、その回数は減っていくなというような感じはいたしますけれども、今ご指摘のように、まずそういうことは教育の原点だというようなことで、再度また管理職あるいはまた教職員の会議などではやっぱり強調していきたいと、こんなふうに思っています。

もう一つは、地元に住まない理由はやはり教員住宅が快適でない状況でないかというふうなことでございます。私も当然そうだろうとは思っておりますが、私も学校に長年勤めていましたので、教員住宅というのは相当古くて改善しようがないというような場合もよくあるわけでございまして、例えば今川内地区が13戸のうち11人入っているということは、今日時委員がお話しのとおり、快適だと私は思っておるわけでございます。ただ、昨今はそれよりも民間のアパートとか、そういうのに入ったほうがいいのだというふうなことでございます。といいますのは、やはり学生時代、東京あるいはまたどこでもいいわけでございますが、非常に快適なアパート暮らしをやって、あるいはマンション暮らしであったことも確かです、先生たちがです。採用されまして、なかなか古いところに入れというのは、要するに水洗でもない、昔のトイレ式なんというものはなかなか難しいものがございますので、強制的に入れるというのは限界があるように私は思っておりますが、ただ基本的に言われますように、古くなっていて、本当に私ら年寄りでもなかなか、んんと思うような環境もあることも事実でございます。やはり可能な限り撤去すべきものはもう撤去するという方向で動きたいなと、こんなふうに思っているところでございます。

○委員長（千賀武由） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 臨時職員の採用についてお答えいたします。

まず、臨時職員につきましては、総務部の人事のほうで一括臨時職員の募集をしてございます。その中で登録していただいた方の中から地域の方といえますか、地域性を考慮して、その学校のほうに配置させていただいているというふうな状況にあります。

以上です。

○委員長（千賀武由） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 1点目の教員住宅の関係については、今教育長お話をしましたが、私はそのことについては否定しないつもりであります。例えば私は民間の場合には、施設がというか、アパート等が快適な環境にあるという、そのことによってそちらのほうに居住をするという指向があるのだとすれば、私は教育上市民の方々もお金をかけて快適な教員住宅をつくるということについては否定をしないのではないかと、私はそう思うのです、考え方として。そういう面で、例えば今の教員の方々に住居としてどういうところを希望しているのかとか、教育との関係で自分たちの生活、こういう点もやはり意を込めて調査をして、その中で具体的な計画を立てていく、こういう教育という面での取り組みをぜひともお願いをしたいなというふうに思うわけでありませう。

2点目の臨時職員の用務員の関係であります、実は昨年4月に大規模校というか、2名の用務員のところから1名の用務員の学校に臨時職員の方、4月の時点で移ったという実態があります。その1名のところが女性の方であります、用務員の仕事、ほとんどが草刈りとか男仕事が多いと。そこに行っただけです、1カ月しないうちに本人から退職をというか、辞退の申し入れがあったと、こういうケースが率直に言っているわけでありませう。私は、その学校の校長にもいろいろお話を聞きました。それ以前の2名のところについては、給食の教室への搬送とか、細かい点であります、あとはお客さんが来たときのお茶の接待とか、いろんなその内部の仕事も結構あるので、そのこと等々、あと忙しい先生方の事務的な補助を手伝うことができるとか、女の用務員の方も1人、そして男の用務員の方が外の仕事というか、力仕事、こういうペアでの仕事でうまくいった分が先ほど言ったような状況になっている。私は、こういう状況を見たときに、人事のあり方というか、そういう面で、長く経験を積んでいけるような、そういう人事のあり方、そういう点の配慮というのは当然するべきだというふうに思うわけでありませう。そういう面で、今後の臨時職員の採用のあり方というか、配置のあり方というか、こういう点については、校長からのお話では、学校のほうで臨時の職員の配置については希望というか、そういう権限はないので、

多分教育委員会のほうでしょうと、こういうお話でありました。教育委員会として今後の臨時職員の配置のあり方、そういう点については意を体してやっていたらというふうに思います。先ほどの点について、もう一度お願いします。

○委員長（千賀武由） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） ただいまご意見をいただきましたので、その辺の事情をよく調べまして対処させていただければというふうに思います。あくまでも臨時職員の業務というのは決まっておりますので、その業務に見合った方を採用するというふうな方針でありますので、ご理解をしていただければというふうに思います。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 1点だけ。255ページの4目13節の大畑地区体育施設指定管理委託料ですけれども、この中に陸上競技場と、それから温水プール、そしてスキー場があります。この利用実績と、この利用状況がふえているのか、減っているのか、どういう傾向にあるのか、それから陸上競技場についてはどういう使われ方をしているのか、陸上競技以外の使われ方もあったら、それも含めて。

それから、もう一つ、あそこの西洋芝はどういう管理を今されていて、年間どれくらいの経費がかかっているのかをお尋ねいたします。

○委員長（千賀武由） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局市民スポーツ課長（猪口和則） 利用者的には年々減っております。プールのほうが昨年利用者人数で7,550名、これは前年度、平成19年度より若干多くなっておりますが、そのほかのほうが少しずつ減ってきております。1つずつ人数を。陸上競技場のほうが人数が4,145名、野球場の人数が2,503名、テニスのほうが711名、ここは若干ふえております。プールのほうが7,550名、プールのほうが前の年が7,516名ということで少し上回っているところであります。

それから、陸上競技場の使い方というのですか、小学校、中学校ともに大会が近くなってきたときに陸上競技場のトラックというよりも、スタートダッシュのタータン敷いているところがあるのですが、ゴムラバー敷いているところがあるのですが、そこをスタートダッシュの練習で使っているところがあります。それから、アスリートクラブの人たちが何人か大畑におりまして、その部分でタータン部分というのですか、全天候部分を若干利用しておるところであります。傾向的には、サッカーの大会のほうで、土日サッカーの大会で陸上競技場の芝生を使っている状況にあります。

芝生の維持管理なのですが、300万円ということでエアレーションとか、サッチングとか、基本的な管理部門を300万円で委託しておりました。やはりその部分も金額大きいので、自分たちでも少しそれを習いながらやってちょうだいということで、少しではありますが、委託料の金額のほうを減らして、自分たちが少しずつやるようになってきております。金額のほうは、ちょっと手持ちないので、お知らせすることできませんが、後でもしあれば、その委託料の金額も示させていただきます。

以上です。

○委員長（千賀武由） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 今陸上競技場の利用のされ方についてお伺いいたしました。特にトラックでなくて部分的にタータン部分でのスタートダッシュが小・中学校も含めて、アスリートクラブも含めてそういう利用の仕方をしていると。トラックの場合にはグリーンサンドだったと思うのですがけれども、敬遠されているというような受けとめをしたのですが、この傾向というのは恐らくこのまま推移していくしかないのかなと、こう思います。

サッカーのこの使われ方の中身について、どういう利用者、生徒たちなのか、一般的なのか、そして大会等もあるのか、それから時間帯も含めて、この辺についてお尋ねしたいと思うのです。

○委員長（千賀武由） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局市民スポーツ課長（猪口和則） 陸上競技場のインフィールド、芝生に関しまして、サッカーのほうは大会でほとんど使われている状況にあります。練習のほうはなかなか使っておりません。

以上です。

○委員長（千賀武由） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 大会は年何回ぐらい、どういう年齢層が使っているのかもお尋ねします。

○委員長（千賀武由） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局市民スポーツ課長（猪口和則） 大変申しわけございません。年齢層的に言うと、一般の大会が主であります。フットサルのほうもキッズフェスタみたいな形で、小学生になりますが、そっちのほうの大会が青森県大会ということで、県大会は年に1回はコンスタントに実施しているところであります。資料、ここに手元にないので、頭にあるような状況で大変申しわけありませんが、一般の大会、小・中学校の大会、それから中学校がチームありませんので、中学校のほうは田名部中学校1チームしかないので、県大会にストレートで行っております。

以上になります。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 若干お聞きいたします。

ページ数で254ページから256ページ間の体育館管理費の部分でお聞かせいただきたいと思います。257ページの体育館の修繕費、これは全体育館だと思えるのですけれども、68万八千何がしという金額でございます。これ市民体育館のほうには修繕費としてどのくらい使ったのか。それから、指定管理者のほうで体育館を管理しているものと思いますが、指定管理者のほうで体育館の修繕というようなものはどのくらいの箇所を直して、どのくらいの金額を使ったのかを教えてください。

体育館というものは、皆さんご承知のとおり、もう40年を経過している体育館であります。そういう意味合いにおいては、修繕費がほとんどかかっていないと。これは、ここ3年ぐらい前から全くほとんど修繕費はかかっていないような状況にあると私は感じておりましたが、その点も含めましてお知らせいただければと思います。

○委員長（千賀武由） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局市民スポーツ課長（猪口和則） 市民体育館に限って、修繕費というよりも工事費のほうで整備してやったものが非常放送設備の設置、それから非常発電機のほうが備品購入で整備してやっております。それと、市民体育館の暖房機のばい煙関係のほうの部品を若干修理してやっております。

それと、指定管理者のほうの修理になりますが、30万円以下は指定管理者が整備することになっております。済みません、申しわけない、データはとってあるのですが、全体的には需用費の中で物を買いながら、自分たちが修理しているところで、体育館の修理費というところでの項目は提出ありませんので、詳しく説明を求めなければいけないかと思いますが、全体的にスキー場、運動公園、体育館、それからかまふせビレッジの4施設合わせたところで218万7,575円をかけて修理しているところであります。

○委員長（千賀武由） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） それから、こちらの主要施策の実績報告書の中でも公民館、また下北自然の家等々ではたくさん報告はあるわけでございますけれども、この市民体育館、また体育施設管理費というふうな部分でも、全く報告はないと。これは、体育館の機能を呈していないからのせなのであって、やはりその部分は教育委員会の中でもやはり感じているのではないかなと。あの体育館は、確かに利用されている部分はありますけれども、この説明の

中で実績内容等、それから事業効果等についても一切体育館の中に触れていないというようなことをございます。やはりその点を考えますと、修繕費のほうも40年経過している体育館であっても、全く修繕等にもかけていないと。私は前にも話をしましたが、修繕をするに至らずと、修繕のしようがない、このような状況にあるのではないかなというように感じております。我々市民は、体育館の重要性というのは非常によくわかっているわけですがけれども、その体育館が実績も出せないような、また体育館には触れてはならぬというような状況にあるのではないかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（千賀武由） 教育長。

○教育長（牧野正藏） そちらの報告に出ていないのではないかというふうなお話でございますが、市民体育館のほうは、平成20年度の場合には件数にしまして1,417件ということで、人数にしますと2万6,823名というふうなことをございます。ただ、その前あたりからしますと、3,000人から2,000人ぐらいずつダウンしているのは今委員がおっしゃるようなことで、もちろんドームができたということもありますけれども、やはり減っていることには変わりはないというふうなことをございます。ドームができる前には、本当に5万人とかというふうな数字でございましたが、やはり老朽化に伴って徐々に利用者が減っていることは否めないというふうなところでございます。

○委員長（千賀武由） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 克雪ドームのほうにというようなことで、ウェルネスパークのほうだと思っておりますけれども、ただこの体育館の利用については、むつ市の主催する大会等においても東通村体育館を利用させていただいていると。この東通村体育館のほうにお願いをするわけです。東通村でございます。むつ市の主催の大会を村でやって、むつ市民が見に行くためには村まで出ていかなければならない。また、大会の中身の都合上で、むつ市が主催するものであっても、東通村の都合によりちょっと利用はできないというような状況下においては、やはりギャラリー等がついた場所でないとなれば市民の方々は見られない、また競技も通常にはできないというような状況であります。ぜひとも修繕が間に合わない、また修繕がされても、これは非常に修繕費がかさむということもあろうかと思えます。そういう場合には、やはり市民の負託にこたえるというふうなことが肝要かと考えます。つくるつくりたくないではなく、このむつ市の規模に合った、またむつ市の今の状況、体制に合った計画なり、またそういうふうなものを考えていかなければならない状況に来ているのかなと、またもう過ぎているのではないかなというように考えております。

す。ぜひとも今回の決算の中でやはり十分に、これはもう3年も4年も前の話であります。このことを理解しながら計画を立てていただければなど、また青写真等でもつくっていただければなどというように考えております。

もう一度申し上げます。東通村さんの都合によってむつ市民が主催でありながらも、その大会を開くことができないというような実情ですので、何とかその辺を考えていただきたいなというように思います。あと申しません。お尋ねは、どうして修繕費がないのかなということであります。40年たってもまだまだ使えるというようなことで修繕費がないのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（千賀武由） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 菊池委員から本当に生の、実際に体育協会をわかっている方でございますので、バスケットボールあるいはまたバレーボール、それ以外の競技もそうでございますが、本当に市でありながら、規模的に、あるいはまた対応できないということで隣の東通村の体育館を私も何度かお願いしに行ったりというふうなことで、何かしら本当に逆なのになと思いつながら、私も何回か、何年か通いました。そういう気持ちでただいまのお話には本当に口答えできないというふうな感じで、正直なところ、そういうことでございます。

体育施設も総体的に相当老朽化しているわけでございますけれども、ただやはり何を先にやるかというふうなことを考えた場合に、一応屋外は少々あれでございますが、ひとつメインになる屋内体育館といいたいまいしょうか、総合体育館みたいなものはやはり一番先につくるとすれば着手しなければならない一つのことかなと、こんなふうに思っているわけでございます。総合的な合併したわけでございますので、先ほどから大畑地区のグラウンドの話も出ましたし、それを総合的にどんなふうにもバランスよくその市全体として特徴を持たせながら市民のニーズにこたえていくかという総合プランがまず必要かなと、こんなふうに思っております。今これが、学校の建築やっているのでできないというのは一つの正直なところでございますけれども、しかしそればかりではいけないと私は思っておりますので、並行しながら、そういう計画をも考えていかなければならないと、こんなふうに思っております。これは、菊池委員と全く同じことでございます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず1点目ですが、226ページの学務管理費のところの育英基金繰出金というところで、実績報告書を見ますと、奨学金貸付状況ということで165名

に貸し付けしているということですが、これは大体希望者が全員認められているものかどうかということをお聞きしたいと思います。何人希望して165人になったかということと、もし認められないのであれば、どういう理由だったか。例えばもう貸すお金がないとかという理由があるのかどうかということです。そして、この育英基金繰出金というのが去年の数字とことしは違うのでありますが、404万8,537円ということで、この繰出金の根拠というのも教えてもらえればなというふうに思います。そしてついでに繰出金の不用額というのもあるのです。なぜこの不用額というのがまた出るのかということです。

2点目ですが、257ページのスキー場管理費の於法岳のスキー場管理業務委託料ですが、この於法岳の利用状況ということをお知らせいただければなというふうに思います。また、この78万4,000円の内訳、私が最近行ったところによると、リフトなんかほとんどさびていて動かないのかななんて思ったりもしているものですから、どういう状況なのか教えてもらえればなというふうに思います。

以上です。

○委員長（千賀武由） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 奨学金の関係の繰出金の関係についてお答えいたします。

まず、繰出金の額なのでございますけれども、これは平成20年度中に寄附採納を受けた額と、平成20年度の基金の運用利息の総額がその額となっております。まず、寄附を受けた額なのでございますけれども、むつ下北異業種交流プラザH a n t o h ' 90から12万7,159円、それから古川ミイさんという方から30万円、大見さんという方から30万円、やまぼうし育英資金として100万円、ベルベから33万円、あすなろ育英資金が30万円、杉山石美育英資金が129万976円、それからトントゥビレッジが30万円というふうなことで寄附の総額が394万8,135円でございます。

それから、基金の運用の利息が10万402円というふうなことで、トータル404万8,537円というふうなことになります。なぜ不用額が出ているのかと申しますと、利子が確定するのが3月の末になります。したがって、予算の設定の段階では一応見込んでおいたのですけれども、その分だけ利子がつかなかったということで不用額が出ているというふうなことでございます。それから、奨学金の貸し付けの申し出の状況なのでございますけれども、手元に資料は持っておらないのですけれども、平成21年度の貸し付けの状況で若干申請者を下回る、申請者で漏れた方がございます。といいますのは、基金の

総額から判断いたしまして、その貸し付けの総額を決定しております。実質的には大学生でありますと4年間貸すということで、1年据え置きで8年で返してもらうというふうな形になってございますので、その資金繰りを計算いたしまして、貸し付けの総枠というものを決めております。その範囲内で貸し付けを行った結果、若干名選考から漏れた方がいらっしゃるというふうなことでございます。

○委員長（千賀武由） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局市民スポーツ課長（猪口和則） 川内の於法岳スキー場の利用件数及び利用日数になりますが、リフトの利用者になります。6件というのは平成20年度にあっては6日リフトの運転をしたと。その利用者が300人になります。なかなか利用者がふえてもらえないというか、川内の於法岳のほうまで行ってもらえなかった。それと、昨年度もまた暖冬少雪の影響がありまして、その開設期間というのですか、できる期間も少なかったようです。

委託料の76万725円というのは、管理業務の人の配置をしておりまして、人を委託しております。委託料が2人、ゲレンデ整備するときには2人、運転しているときには1人、後片づけ要員として2人ということで、全体的に12月10日から3月21日までの準備、開設、後片づけで76万725円で委託しております。

以上です。

○委員長（千賀武由） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 奨学金の関係ですが、これはそういう意味でお金の額が決まっているので、その範囲内で貸し出すので、こぼれる方がいるということで、何とかここの繰出金という項目から若干むつ市のお金も出して、そういう全員が、希望者が借りられるという形のものにできないものかどうかというのをちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長（千賀武由） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 確かに希望者全員に貸すというのが本当はよろしいのでしょうか、基本的にはある程度の成績があつて、そして経済的に困窮している方という条件がございます。その中で我々は選考委員会等を開いて決定をさせていただいているわけなのですが、ほぼ生活困窮にある方、これについては今の段階では貸し出しができていのかという思いはしております。ただ、無利子というふうなことで、かなり高額の所得があつても申請をなされる方もおられますので、それらの方々についてはご遠慮いただいているというふうなことでございます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

- 委員（新谷泰造） 250ページの2目学校保健費の中の8節報償費のところの2万8,000円の結核対策委員会委員謝金とありますけれども、これはどういう性質のものかお聞きいたします。
- 委員長（千賀武由） 学務課長。
- 教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） 結核予防につきまして、専門的な先生方の意見を拝聴するというに要する経費でございます。
- 委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。
- 委員（佐々木隆徳） 1点だけ伺います。222ページ、スクールサポーターの配置について。どのような方が雇用になっているのか。前年度、平成20年度でいきますと18名となっておりますけれども、大体月もしくは年額で1人当たりどの程度になっているのか。もちろんばらばらでわからないと思えますけれども、統一した額ではないかと思えますけれども。
- それから、各学校の配置要望に十分こたえられているのかということ伺います。
- 委員長（千賀武由） 教育長。
- 教育長（牧野正藏） 私の総括的なお話で足りないところは学務課長からお答えいたします。昔はこういうスクールサポーターなどというのはなかったわけですが、これは普通、通常学級の中に最近発達障害という障害がございます、それぞれ子供によっては症状が違うわけですが、落ちつきのない子供であったり、あるいはまた突然隣の人の髪に手をやってみたり、あるいはまた教室を歩き出すというふうなことでございまして、そういう子供の対応、あるいはまた学習が非常におくれがちというふうな動作が遅い、あるいはまた肢体不自由的なこともございますので、そういうことで18名というふうなことでございます。総じて毎年約40件近いぐらい学校から要望がございますが、やはり緊急度といいましょうか、どうしてもこれは必要だと思われるようなことを校長先生のお話を聞きながら、そういうふうに配置させていただいているわけでございます。
- 委員長（千賀武由） 学校教育課長。
- 教育委員会事務局副理事・学校教育課長（加藤次男） 今のお尋ねに対しまして、各学校から41名の希望がありますが、現在の配置はスクールサポーター18名の配置と、約半分ぐらいにとどまっております。各学校から教育長がお話しになりましたように、発達障害の子供とかいろいろな障害のある子供たちにきめ細かな対応をするためにスクールサポーターを配置しておりますけれども、約半分の今配置というふうなことで、2学期から学校活動支援員というふうなことで、さらに5名配置しております。

今までのスクールサポーターの方々、学校の教員の免許のある方々とか、保育士とか、それから知的障害者施設等で働いた経験のある方々とか、いろんな職種の方々が希望しております。ただ、あくまでも学校の先生方のお手伝いをするというふうなことで、教育にかかわる熱心な考え方をお持ちの方々を各学校の要望に応じて配置している状況であります。

○委員長（千賀武由） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 単価といいますか、賃金等を聞いたのは、それ専門で食べられるような形かというだけで、今たまたま聞いたのです。予算の関係もあろうかと思えますけれども、この事業は、この先、例えば何年とか、継続される事業なのか、その点について伺います。昨年でしたか、事業の実施は。1回やれば、その需要というのは必ず出てきますので、いつまでとかなんとかとならないかと思えますけれども、ある程度の見通しというのは立っているのかどうか、その点について伺います。

○委員長（千賀武由） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） このスクールサポーターという制度でございますが、2年前までは県で配置しておったわけございまして、そういうことで県のほうではやめますということで、各自治体でそれにに応じてやってくださいというふうな丸投げ的な感じになったわけでございます。我々としましては大変教育長会議を通しながら、今でも何とか配置してほしいというふうなことを要望しているわけでございます。

ただ、18名が多いか少ないかという問題であります。人口の割合、児童・生徒数の割合からしますと、県下で一番多いぐらい配置していると私は見ておりまして、非常に学校教育課初め担当が大変その必要性を感じて議会のほうにもそういう多くのスクールサポーターの配置をいただき本当に感謝しているところでございます。ただ、今課長申しましたように、例年倍ぐらの要望があるわけでございますが、ただしかしそれすべてというわけにはまたいかないわけでございます。ではなければいいかというのではなくて、これをなくすことによって他の子供たちへの影響が非常に大きいというふうなことでございます。その子のケアも当然でございますが、やはりその子と他の子供たちへの影響も踏まえながら、これは本当に不可欠な一つの職種と私は考えているところでございますので、将来も何とかひとつ学校の現場の要望に少しでも多くこたえていくように我々も議会等々にまたお願いすることがあろうかと思えます。よろしくお願ひしたいと、このように思っております。

○委員長（千賀武由） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） どのような方がということであれば、ある程度生活面で余裕がなければできないのかなという感じもいたします。今教育長が言われましたとおり、子供たちの教育に関しましては、この先ぜひ継続していただきたい事業だと、そのように要望して終わります。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。村川壽司委員。

○委員（村川壽司） 体育施設管理費の不用額についてちょっとお尋ねします。この不用額について、他に流用する、当然体育施設等に流用することができないかということをお尋ねしたいと思います。前回の議会でもお願いしましたけれども、その前にも何回かお願いしております例の市民プールの件、そしてその前の管理棟、更衣室等のあの見苦しい場面が依然としてそのままであると。ただ、草木がどんどん周りに伸びて、車で通ればそう見えないのですけれども、ちょっと上へ上がってみると、もう玄関の戸は壊れという関係、プールそのものは全く穴があいたり、そういう状態でおりますので、まず1つは流用できないものか、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（千賀武由） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 予算の流用につきましては、その科目におきまして、できるものとできないものがあるわけなのですけれども、現在の当市の財政の運営方針といたしまして、当初または補正で、いわゆる計画したものの、これを執行いたしまして、残が出たものは財政状況を考えて、それは凍結するというふうな方針で運営がなされておりますので、目的を達した部分については一応使わないで残すという建前で来ております。ただ、どうしてもやらなければならないというふうなものがあれば、それは財政と協議をさせていただいて、他に使うということではできますけれども、基本的には計画されたものが済んだのであれば、その部分は残すという考え方でございます。

それから、先ほど委員のほうからお話がありましたプールのみっともないというふうなものにつきましては、改めて新年度の予算で私どものほうから財政のほうに予算の要求をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（千賀武由） 村川壽司委員。

○委員（村川壽司） 前向きに新年度やってくれると、それを本当に信じて、よろしく申し上げます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 学校給食費にかかわることでちょっとお尋ねしたいと思

います。

給食費、子供たちがお支払いすると、または学校諸費でお支払いをしていくというようなことでありますけれども、ここ何年か、もうその学校諸費を払えないという家庭が多くなっていると。昨年は、またこれまでにないような不況であって、さらに進んでいるのではないかなと、こういうふうなことを思われるわけですが、その辺の推移といいますか、傾向をお知らせいただきたいと思います。

もう一つは、調理師といいますか、栄養士さん、昨年一般質問なんかでも出ていたと思いますが、給食費、1食当たり幾らというような単価がいろいろなものの物価の高騰で上がってきていると。かなり現状を維持していくのが難しくなっているというようなことがありまして、かなり学校側ではご苦労されているのだろうと、こう思います。そこで、やはり知恵を働かせなければならぬのであって、一般質問なんかでは地産地消を進めているのかとか、そういうふうなことがあったわけですが、学校当局で管理者もしくは栄養士の方々に、その横の協議とかというのはなされているのかどうか、あったら実績を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（千賀武由） 学務課長。

○教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） 給食費の未納状況でございますが、前2カ年と比べまして、ほぼ横ばい状況、市内で申しますと、小学校で4校、中学校でも学校数、中学校少ないのですが、4校未納がございます。委員おっしゃるとおり、経済状況がこのような状況でございますので、件数は横ばい、金額も横ばいとなっておりますが、当教育委員会といたしましては、経済状況の苦しい方につきましては、就学援助費という制度がございますので、そちらで補助をしているところでございます。準要保護の関係でございますが。しかしながら、未納の要因を精査いたしましたところ、経済状況の苦しい方でない方に逆に多い。以前の一般質問でお答えしたところでございますが、社会規範の希薄化と申しますか、結構携帯電話を何台もお持ちの家庭に未納があるというような傾向にあります。学校現場におかれましては、未納解消のために大変ご努力いただいているところでありますが、うちのほうの教育長も学校訪問に際しましては、この辺につきまして、十分校長先生方をお願いをし、先生方のご労苦をねぎらっているところでございます。

また、給食費の件につきましては、年度途中と予算策定の段階で学校のご意見を伺いまして、その給食費と材料にかかわるバランスの精査をいたしているところでございます。したがって、学校間で若干の給食費の違いはございます。

また、委員ご指摘の地産地消の件でございますが、今しゅんの話題でございます。当方でも検討はしているものの、逆に地元の産品を導入するとなると、規格をそろえられないとか、こちらのニーズに沿った製品の提供ができない部分、いわゆる企業として学校給食会さんとかが企業ベースで産品を廉価に用意できるという、ちょっと問題もございます。地産地消がなかなか進まないところではあります。ただし、組織づくりを含めまして、地元の野菜、海産物を使えないかという働きかけは今取り組んでいるところでありますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（千賀武由） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 傾向的には諸費の未納が過去と同じような形で流れているというようなことで、そこは安心するわけですがけれども、決して安心、安堵してよいというものではなくて、これからいろいろもっともっと悪くなる可能性もあるということと、いわば生活に困って払えないのではなくて、むしろ違う問題があるというのであれば、これはずっと続いていくわけでありまして、その辺の学校教育に対する親のモラルといたしましょうか、その辺のところをどういうふうに啓蒙していくかというようなことも出てくるわけがありますので、さらに検討していただきたい。もし検討しているのであれば、これからのことでちょっとお知らせ願えればありがたいなと、こういうふうに思うわけがあります。

また、材料については、全国的にいろんな知恵を使って、各地で取り組んでおります。農協から直に、農協と一緒にやってるとか、さまざまなことで参考例がいっぱいあると思います。ぜひとも横の連絡を密にして、学校それぞれの問題点を洗い出すような、または地域とどういうふうにかかわっていくかというようなことを検討、研究をしていただきたいと、こういうふうに思います。

○委員長（千賀武由） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 富岡幸夫委員のお尋ねの第1点目でございますが、やはり意識の問題というふうなことになるわけでございます。我々全般的に見ますと、義務教育というのはすべて無償だという考え方があるわけでございますので、あらゆることがすべて無料という考え方が比較的浸透しているようでございますが、給食は、これは学校給食法という法律に基づいて、保護者が負担すると、明確に規定されているわけでございますので、学校給食は無償ではないというようなことでございます。そういう意識は、案外足元に結構あるなというのは感じているわけでございます。

やはり小学校の段階に入った時点から、小学校の時点でそういう未納を経

験しますと、中学校から高等学校へと、授業料までというふうなことで、比較的経験からして延長するようなことがございますので、やはり子供と同じように早期に保護者に対しては、やはりそうではないのだということを明確に認識してもらうことがまず第1点だろうと、こんなふうに思っておりますので、やはり簡単ではないのかもしれませんが、PTA会長さん、あるいはまた学校当局とあわせながら、返却の方法なども一気にいかなければ分割するとか、あるいはかなり延びてもいいからお願いするというふうな返却といましようか、借りた場合には後でもいいというふうなことへのそういう道筋もきちっと踏まえながら、できるだけでなくて、すべて完納していただけるような方法で意識の改善を図っていきたいものだと、こんなふうに思っております。

それから、地産地消の問題でございますが、今富岡幸夫委員からもお話しのように、昨今学校教育法が変わりまして、先生方以外に栄養教諭という職ができたわけでございます。栄養士の方が試験を受けますと、教諭の資格を取れることでございますが、むつ市内にはお二人ございまして、そういう方々を中心としながら、今難しい、いろんな農協とかいろんな団体とのかかわりの中でどんなふうに進めていったらいいかということで、余り表ざたに出さないというのはおかしいのでございますが、ひそかに今各地区のご婦人の方々、あるいは農家の方々ともう既に連携を始めておりまして、来年作付をどうしようかと、何平米とか、これぐらいの面積で必ずこれを使うみたいな話を具体的に今詰めているところでございますので、ただ単に、ではその結果どうなるかというのは今この時点で言えませんが、ことしじゅうにはそれはある程度固まるものと、こんなふうに思いまして、学校当局と、あるいは進捗状況を確かめながらやっているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時25分まで暫時休憩いたします。

午後 零時22分 休憩

午後 1時25分 再開

○委員長（千賀武由） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、決算書258ページをお開きください。第11款公債費、第1項公債費、第1目元金についてご説明いたします。元金は、長期債の元金償還に要する経費でありまして、予算現額36億1,485万円に対しまして、支出済額は35億9,150万6,273円となりました。

次に、第2目の利子についてご説明をいたします。利子は、長期債及び一時借入金に係る利子の支払いに要する経費でありまして、予算現額6億8,277万9,000円に対しまして、支出済額は6億7,386万8,129円となりました。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、決算書260ページをお開きください。第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目公営企業費についてご説明をいたします。

公営企業費は、一般会計が病院事業、水道事業及び用地造成事業会計に対しまして負担、補助、貸し付け及び繰り出しに関する経費であります。平成20年度は、これに加え公営企業金融公庫が今まで行っておりました地方公共団体に対する融資等の業務を継承して新たに設立されました地方公営企業等金融機構に対する出資金490万円を支出しておりまして、予算現額39億4,034万1,000円に対しまして、支出済額は39億3,033万8,678円となりました。なお、下北医療センターに係る施設ごとの内容及び水道事業等に係る内容につきましては、お手元の主要施策の実績報告書123ページから124ページにかけて記載しておりますので、あわせてご参照いただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、決算書262ページをお開きください。第13款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてご説明をいたします。

予備費は、予算の不足を補うために各款の事務事業費へ充用するものでありまして、当初予算2,500万円に対しまして、充用額2,242万466円となりま

した。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

次は、第14款繰上充用金について、理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、264ページをお開きください。第14款繰上充用金、第1項繰上充用金、第1目の繰上充用金についてご説明をいたします。

繰上充用金は、平成19年度の歳入に不足を生じたため、それを補てんする財源といたしまして、平成19年度へ繰上充用したものでありまして、予算現額21億323万6,000円に対しまして、支出済額は21億320万3,960円となりました。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第14款繰上充用金についての質疑を終わります。

次は、第15款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 266ページをお開き願います。第15款災害復旧費、第1項農林水産業施設災害復旧費、第1目漁港施設災害復旧費。平成18年10月6日から8日にかけての低気圧に伴う大雨、暴風、波浪により被災を受けた関根漁港の復旧に要した工事請負費1億8,721万4,100円が主なものであります。

不用額は、関根漁港施設災害復旧事業が平成20年度が最終年度であり、事業完了に伴う精算により、事業費の減額分が不用額となったものであります。

以上であります。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 同じページ、第15款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、第1目の土木施設災害復旧費は、平成19年度に採択されました永下川災害復旧事業費の繰越分で、事業費は471万円、工事内容はブロック積み15メートル、根固め工11メートルの合わせて26メートルを実施しております。なお、工事は平成20年6月に完了しております。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで第15款災害復旧費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

○委員長（千賀武由） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） それでは、歳入決算のうち第1款の市税についてご説明いたします。11ページの上段の数字をごらんください。

まず、収入済額は60億6,123万3,197円となりました。前年度と比較しますと、1,120万7,348円減額となっております。この主な要因といたしましては、たばこ税、法人市民税の調定額減によるものです。これに伴います市税の徴収率は現年度分が97.3%、滞納繰越分が17.2%で、全体では90.6%となり、前年度に比べますと1.0ポイントの増となっております。徴収率が前年度に引き続き増加しました要因といたしましては、納税者のご理解、ご協力は無論でございますが、自主財源の大宗を占める市税の公正公平、適正な事務処理のための環境整備と徹底した進行管理、そしてまた職員の努力によるところが大きいものと考えております。

不納欠損額は、7,833万9,194円となりました。昨年に比べますと6,779万8,399円の減となっております。調定額に対する欠損割合、いわゆる欠損率は1.2%となりました。これにより収入未済額は5億4,872万2,135円となり、昨年度に比べますと1,333万3,421円減となり、2.4%圧縮いたしております。

今後とも日々研さんを積み重ねて市民から信頼が得られる税務行政の推進に努力しながら、貴重な財源確保に努めてまいりますので、議員皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、第1款市税の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○委員長（千賀武由） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） それでは、市税を除いた部分の歳入についてご説明申し上げます。

まず、決算書の14ページの第2款地方譲与税についてであります。これは、自動車重量譲与税と地方道路譲与税が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されたものであります。

次に、16ページ、第3款利子割交付金についてであります。これは、預金利子等の収入に課税された税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、18ページ、第4款配当割交付金についてであります。これは、一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額を案分し、交付されたものであります。

次に、20ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは、株式等の譲渡所得に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、22ページ、第6款地方消費税交付金についてであります。これは、消費税と同様に課税される地方消費税の一部を国勢調査人口や従業者数等で案分し、交付されたものであります。

次に、24ページ、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは、自動車取得税の一部が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されたものであります。

次に、26ページ、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは、自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫及びレーダーサイト等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し、交付されたものであります。

次に、28ページ、第9款地方特例交付金についてであります。これは、平成20年度からの個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするための特例交付金が創設されておりますほか、児童手当の制度の拡充に伴う地方負担の増加に対応するための特例交付金、恒久的減税に係る減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置として交付されまます特別交付金であります。

また、昨年4月における道路特定財源の暫定税率の執行期間中における減収を全額補てんするため、平成20年度限りの措置として地方税等減収補てん臨時交付金が創設されております。

次に、30ページ、第10款地方交付税についてであります。これは、国税の

一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税では、前年度より3億8,772万7,000円増の93億4,120万5,000円で交付されております。この要因は、地方再生対策費の創設及び臨時財政対策債償還費の増によるものであります。また、4市町村合併による特別措置により算定を行っているものであり、平成16年度の4市町村合計額より多い額で交付されております。これは、市の歳入の約3分の1を占める主要な財源となっているものであります。

次に、32ページ、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは、交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されたものであります。

次に、34ページ、第12款分担金及び負担金についてであります。これは、老人ホーム、保育所等福祉施設への入所に係る負担金及び平成18年度から始まりました下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金であります。

次に、36ページから41ページの第13款使用料及び手数料についてであります。これは、斎場、市営住宅等各公共施設の利用に係る料金並びに戸籍等の証明や各種検診及び廃棄物処理等多岐にわたる各種行政サービスに係る利用料金収入等であります。

次に、42ページから49ページの第14款国庫支出金についてであります。これは、市の行政全般にわたる事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金であります。緊急経済対策とした国の1次、2次補正予算で定額給付金給付事業補助金、子育て応援特別手当交付金、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金及び地域活性化・生活対策交付金等が創設されております。国庫支出金の合計額は、約33億円と非常に大きい額となっております。

次に、50ページから57ページの第15款県支出金についてであります。国庫支出金同様、これも各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金であります。県支出金の合計額は、約33億円となっておりますが、この中の約17億円は電源立地地域対策交付金でありまして、国庫分と合わせますと約19億円となっているものであります。

次に、58ページから61ページの第16款財産収入であります。これは、土地、建物及び市有牛等の貸し付けに係るものや有価証券の配当金、各種基金の運用利子といった財産の運用に係るもの、さらには市有地、市有牛及び分収造林等の売り払いによる収入であります。

次に、62ページ、第17款繰入金についてであります。まず、基金繰入金がありますが、これは下北駅前広場整備事業の財源として地域振興基金を、関根浜沿岸漁業振興対策事業補助金の財源として関根浜沿岸漁業振興基金を、本庁舎移転事業の財源として公共施設整備基金を、また肉牛特別導入基金の返還財源として肉牛特別導入事業基金等をそれぞれ取り崩したものであります。

また、特別会計繰入金についてであります。これは平成20年度の事務事業に係る精算分として、一般会計に対し、公共用地取得事業特別会計及び国民健康保険特別会計から繰り入れたものであります。

次に、64ページから71ページの第18款諸収入についてであります。これは、地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業特別保証制度の運用のための信用保証協会への貸付金元利収入及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体の事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入等であります。

次に、72ページから75ページの第19款市債についてであります。これは、普通建設事業や災害復旧事業の財源として起こしたもののほか、地方交付税の不足を補う臨時財政対策債や定年退職者等の退職手当の財源としての退職手当債等であります。

次に、76ページ、第20款寄附金についてであります。これは、本年度から始まりましたふるさと納税制度に対する寄附金のほか、むつ総合病院の医療機器整備、育英資金等への原資にとの趣意でご寄附をいただいたものであります。

次に、78ページ、第21款繰越金についてであります。これは、関根浜地区再生交付金事業、関根漁港施設災害関連事業、関根漁港施設災害復旧事業及び永下川災害復旧事業に伴う平成19年度からの繰越明許費であります。

以上、市税を除く歳入全般の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 知識不足、勉強不足をお断りしたうえでお尋ねします。

68ページの諸収入の5項、4目雑入の1節に19億七千何がしかの予算現額あるのですけれども、収入済額が1億4,300万円という、極端に8%程度の納入率というのですか、この意味するところ、ちょっと教えてください。

○委員長（千賀武由） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えをします。

18款諸収入、5項雑入、4目雑入というところでのお尋ねであります。雑入の要素の中にはいわゆる歳入不足額、これ決算ですので、定例会の都度補正をしたり、いろいろな増減の要素がありますが、その歳入不足額というのが最終的に発生していきます。そういう要素が主なものでございまして、要するに収入財源として実らなかった、俗称空何とかと申しますけれども、その要素が大宗を占めるものでございます。その他例えば防火水槽の移転補償料とか、こういった純粹に歳入不足に関係しない要素のものも若干ございまして、その辺があわせて補正予算額の18億5,732万2,000円ということに相なるわけでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（千賀武由） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 今の部長のご説明、要約しますと繰上充用ということとはまた違うのですか。

○委員長（千賀武由） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） これが最終的には平成21年度からの繰上充用の要素になる額になります。この額イコールではないのですが、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（千賀武由） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 実は、繰上充用というのは別のところで出てくるのですけれども、この19億何がしかの金額を前年度と、また今年度から平成21年の繰り越しとかいろいろ数字を見てみたのですけれども、なかなか合った数字が出てこないものですから、この繰上充用なのかなと思いつつも、ちょっとそこら辺を確認したわけです。わかりました。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点か、滞納部分についてちょっとお聞きしたいのですが、まず37ページの農林水産業使用料の牧野使用料滞納分250万3,555円、これは平成19年度も同じ金額が滞納となっておりまして、これはもう取れないものなのか。毎年同じ金額がのるということは、ほぼだめなのかなというふうな感じですので、この理由をお聞かせ願いたいと思っております。そういうのが何件かあります。

次の39ページは、市営住宅使用料滞納分、これは前年度の分に対して幾らか112万円とか入っておりますが、市営住宅は金額低いのに滞納しているので、どういう形で対応しているものか。滞納理由なんかはどういうものがあるのでしょうか。それとも取れない部分というのはあるのかな、そこも含めて教えてもらいたい。

次の41ページの廃棄物処理手数料滞納分も平成19年度と同じ金額107万

5,000円のとっておりまして、これもほとんどもう無理なものなのかなというふうに考えますので、理由をお聞かせ願いたいと思います。

そして、あと最後のほうは61ページにも滞納が4つぐらいのっています。市有地売払収入滞納分、これも平成19年度と同じ金額がのっていて、これもほぼ無理なものなのかどうか。そして、ヘレフォードも平成19年度と同じ金額が滞納のっているのです、これも無理なものなのか。あと市有牛譲渡料滞納分455万2,540円、これは少しは入っておりますが、これなんかもどういう状況なのか。あと、一番最後の乾牧草売払収入滞納分、これも平成19年度と同じ金額27万2,573円がのっていて、これもほぼ取るのが無理なのかなと思いますが、そこら辺ちょっと説明お願いいたします。

○委員長（千賀武由） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、使用料の関係でございますが、これは平成4年から平成18年度にかけての滞納でございます。件数で15件、戸数で8戸ございます。これにつきましては、その滞納理由等を直接訪問いたしまして聞いてございますが、経営悪化による納入不能、それから納入義務者の高齢化に伴う所得の減少、離農による所得の減少といったことで、もうちょっと待ってくれというふうな話をされてございます。市のほうでは、これらの方々の経営の状況を見ながら、随時例えば子牛販売時に、即相談に行きまして、納入の交渉をいたしましたりとか、あと少額での分割納入等も可能であるということをお願いをしております。

ヘレフォードも、これはもうヘレフォード種自体が既に飼養されていない状況の中であって、それぞれ離農された方等々がございまして、これもまた非常に厳しい状況になってございますが、まだ市とすればいろいろな所得があった時点で納めていただくよう努めてまいりたいと考えてございます。

乾牧草の件につきましても、同じような状況でございまして、いずれの案件についても一括で納付ということでもなくして、分割でもよいので納めていただくよう常に農家訪問をして心がけておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（千賀武由） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 13款2項3目の衛生手数料に係る廃棄物処理手数料の滞納分のお尋ねでございますけれども、平成20年度は滞納分については4万5,000円は収入済みになっております。この部分についてはごみ袋、これは販売店を通しまして販売しているのですけれども、そのごみ袋の売り上げイコールごみの処理手数料となつてございまして、その販売店は3事業者がございました。1事業者については今説明いたしましたけれども、完済とい

いますか、もう納付されているとありますけれども、残りの107万5,000円、これは2事業者ございまして、1つの事業者が平成17年度分の滞納分、もう一つが平成18年度分の手数料の滞納分でございます。いずれの事業者も破産してございまして、今その部分について手続をしているところでございますけれども、まだ破産管財人というものを多分指定してございますので、そこからの通知を今待っているという状況でございます。

○委員長（千賀武由） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 61ページの市有地売払収入滞納分でございますけれども、これは川内地区の襲川地区の市有地3筆を売却したものでございます。旧町時代に売却したものでございますけれども、農家が経営状態が悪いということで、なかなかお支払いいただけないという状態が続いているものでございます。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 39ページの市営住宅の滞納についてお答えいたします。

まず、住宅料は安いわけですが、やはり生活困窮者ということで、個別にはいろいろお話はさせていただいて支払い方法等にも相談には乗っておりますが、なかなか解消できないという状態でございます。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） この牧野使用料とかヘレフォードとか、市営住宅でもそうですが、こういう使用料を払えないという方は、当然それ以外の市税とかも連動して払っていないという状況があるものかどうか、そこをちょっと教えてもらえればなというふうに思います。

○委員長（千賀武由） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） そういう個々の情報の突合というのは行っておりませんし、またわかったとしても個人情報絡みでお知らせすることはできません。お許してください。

○委員長（千賀武由） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そういうふうに大変困窮しているという形での滞納であるならば、それなりの配慮をして対処してもらえればなというふうに思うし、市営住宅なんかも、例えばずっと長年滞納している方なんかあるものなのではないでしょうか。そしてまた、そういう方への対応というのも、例えば住宅、5,000円か6,000円とかという方もいますので、そのぐらいのお金が払えないのであれば、例えば生活保護を受けていれば住宅手当出ますから、そういう形で支

払えるようになるのですが、そこまでいかない低所得者の人がこういう形になっているとなれば、それなりにやっぱりきちっと対応したほうがいいのかなというふうに思いますので、ただ収入がないから滞納しているという対応でいいのかなと。市営住宅のお金も払えないぐらい困窮しているのであれば、総合的に何か対応する必要もあるのかなというふうに思いますので、それこそ建設部だけの対応でなくて、いろんな福祉課とかも相談しながらの対応も必要かなと思いますので、そこら辺の考え方、お聞きしたいなと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（千賀武由） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

滞納は確かに生活困窮者でございまして、生活保護世帯とか、こういうのは多いわけでございます。この中で、今まではなかなか取れなかったものを代理納付という方法を使いましていただくということで、滞納の額が少しずつ減っていったという状況でございます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第70号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（「異議あり」の声あり）

○委員長（千賀武由） 議案第70号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者16人、起立しない者4人）

○委員長（千賀武由） 起立多数であります。よって、議案第70号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時08分 再開

○委員長（千賀武由） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。決算書は271ページからとなります。

平成20年度の決算状況は、歳入が70億1,776万9,569円、歳出が74億750万3,453円で、差し引き3億8,973万3,884円の赤字決算となっており、赤字分は平成21年度予算から繰上充用しております。主な要因は、歳入では財政調整基金が底をついたため、基金からの繰入金が増減したこと、歳出では一般被保険者に係る医療費の増額及び平成19年度が赤字決算であったことから、繰上充用金が発生したことによるものでございます。平成20年度の年間平均加入世帯数は1万2,405世帯、被保険者数では2万2,403人であり、全市民に占める加入割合は、世帯数で43.4%、被保険者数では34.7%となっております。後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、世帯数、被保険者数とも大幅に減少してございます。

それでは、歳入についてご説明いたします。278ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税は、収入済額が17億6,159万7,992円で、前年度と比較いたしまして、8,400万円余りの減となっております。収納率は現年度分で87.6%、滞納繰越分で16.6%、全体では66.3%となっております。

第2款使用料及び手数料は、収入済額が238万600円で、前年度と比較しますと増となっております。保険税の単税化による督促手数料の増と、平成20年度から始まりました特定健診等の手数料の増によるものでございます。

続きまして、280ページでございすけれども、第3款国庫支出金は、20億4,365万7,295円で、前年度と比較いたしまして減となっております。療養給付費等負担金は14億5,378万3,636円となっております。高額医療費共同事業負担金は3,492万4,659円となっております。また、平成20年度から始まりました特定健診等負担金が交付されております。普通調整交付金と特別調整交付金合わせます財政調整交付金は5億5,305万5,000円となっております。

第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。退職被保険者等に係る医療給付費の合算額から退職被保険者等に係る国保税等の額を控除し、退職被保険者等に

係る老人医療費拠出金相当額の2分の1相当額が加算され、概算交付されま
す。収入済額は4億9,898万6,000円で、前年度と比較して減となっております。
これは、制度改正による退職被保険者の減少によるものでございます。

続きまして、282ページでございます。第5款前期高齢者交付金12億8,640万
8,486円は、新しい制度で、前期高齢者に係る医療給付費の全体保険者間の
負担調整制度であります。当該年度の前期高齢者対象給付額と後期高齢者支
援金額に対する前期高齢者の加入割合で算出されます。

第6款県支出金は、市が県国保連合会に納付する高額医療費共同事業拠出
金について、その4分の1を県が負担する高額医療費共同事業負担金と県財
政調整交付金及び平成20年度から始まりました3分の1を負担する特定健診
等負担金の合計額でございます。

第7款共同事業交付金は、高度な医療費の増加に伴う保険者の財政負担緩
和を図る事業で、実施主体の県国保連合会から月額80万円を超える医療費に
ついて、超えた額の100分の59が交付されるものであります。また、保険財
政共同安定化事業は、30万円を超える医療費について同様の目的で交付され
るものでございます。

第8款財産収入は、財政調整基金運用利子収入でございます。

284ページをお開き願います。第9款繰入金は、財政調整基金繰入金及び
国民健康保険事業の財政安定を支援する一般会計からの繰入金でございます。

第10款繰越金は、決算額はゼロ円となっております。これは、医療制度改革
に伴うシステム改修の繰り越し事業が終了したこと等によるものでございま
す。

第11款諸収入は、被保険者の延滞金、交通事故等による第三者納付金等で
ございます。

次に、292ページ、歳出についてご説明いたします。第1款総務費は、国民
健康保険事務に要する一般管理費、国保連合会負担金、国民健康保険運営
協議会の運営費及び健康優良家庭の表彰に要した経費でございます。

第2款保険給付費は、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の
支給に要した経費でございます。

296ページをお開き願います。第3款後期高齢者支援金等は新しい制度で、
後期高齢者医療制度への支援金等でありまして、支出済額は9億2,259万
8,957円となっております。

第4款前期高齢者納付金等は、こちらも新しい制度で、前期高齢者に係る
給付費を全保険者間で財政調整するものでありまして、支出済額は124万

2,283円となっております。

第5款老人保健拠出金は、各保険者の老人医療に対する保険者負担分で、保険者であるむつ市国民健康保険が負担した分であります。支出済額は1億9,376万8,261円で、前年度と比較して大幅な減となっております。減額の要因としては、老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したことによるものでございます。

続きまして、298ページでございます。第6款介護納付金は、平成12年4月から介護保険制度の施行に伴いまして、国保加入者の40歳から64歳までの被保険者の介護保険に対する負担分を納付したものであります。

第7款共同事業拠出金ですが、これは高額医療費に対する保険者の支払いリスクを緩和し、保険者の財政安定に資することを目的に保険者が県国保連合会に拠出する再保険事業であります。減額の要因は、保険財政共同安定化事業拠出金の減によるものでございます。

第8款保健事業費は、国保被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費であり、疾病予防対策事業などとしての人間ドック、健康づくり推進事業としての健康ウォーキング大会のほか、レセプト点検、医療費通知などの医療費適正化事業を実施しております。また、平成20年度からはメタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導事業が始まったことによるものでございます。

302ページでございます。第9款基金積立金は、財政調整基金の運用利子を積み立てしたものであります。

第10款公債費は、医療費の支払いの財源を確保するための一時借入金に対する利息分でございます。

第11款諸支出金は、被保険者の異動に伴う国保税の還付金、平成19年度医療費確定に伴う退職者医療交付金の返還金などでございます。

第12款予備費は、保険給付費等へ充当してございます。

304ページをお開きください。第13款繰上充用金は、平成19年度歳入不足額2億5,537万579円を繰上充用してございます。

以上、平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を申し述べさせていただきました。よろしく申し上げます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 今部長から説明があったわけなのですが、この前も私市長がいたときに質問したわけなのですが、国保税の滞納の件でございます。先ほど部長のほうで、主要施策の実績報告書の中の132ページでございます

が、トータル的に一般被保険者と退職被保険者の分をひっくるめて収納率が87.6%ということでございます。でもこの大部分を占めている被保険者一般分は86.9%ということでございます。これを調定額をもとにしまして、万が一というのはちょっとおかしいのですが、これが100%の場合は、計算しますと、2億2,600万円ぐらいの増収ということになるわけでございます。また、滞納繰越分もそうですが、1億二千四百五十幾らあるわけなのですが、それをトータルいたしますと3億5,000万円、それに退職分をひっくるめると、約3億6,000万円ぐらいになるわけでございます。ということは、それをトータルいたしますと、不足額3億八千九百幾らのお金を引きますと、3,000万円から4,000万円だけの赤字になるわけです。その辺を私は、きちんと徴収の担当している方は頑張っていると認識していますが、このように数字上あらわれますと、やはり今後の国保税のあり方について、大変不安なわけでございます。やはり徴収の仕方というのはいろいろあると思いますが、先ほど横垣委員が滞納者分の件を話していただきました。これは1つの課だけでは私は決してできないものと認識しています。やはりこういう滞納者については、全市、庁舎一丸となって、例えばプロジェクトチームつくるなり、月によっては月間、週間などをやって、強化月間をつくるなり、そういう前向きな姿勢があるべきだと私は思っています。ただ、やっても、私には見えたり聞こえたりしてこなかったかもわかりません。その辺のところはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（千賀武由） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） お答えいたします。

全庁一丸となってということに対しては、ちょっと今現在私のほうからは今後どうするかということはお答えできないのですが、ただ税務課で今現在滞納処分、あるいは滞納対策等についてということでお話しさせていただきたいと思います。

白井委員がおっしゃるとおり、確かに未済額があります。しかし、私たちは私たちの持てる権力を行使して、平成17年度には10億円の未済額がございました。それを今平成20年で7億7,000万円まで圧縮いたしました。今後もしろいろな対策を講じて圧縮する努力をしております。現在、現年は先ほど民生部長のほうから87.6%、滞納繰越分が16.6%ということで、これにつきましても滞納繰越分は平成17年度当時は、大変申しわけございませんでしたが、8%、7%台でした。それを16.6%まで回復いたしております。今後なお一層当面合わせて70%、今現在66.3%になっておりますけれども、70%を目指して頑張りたいと思っております。

そしてまた、参考までに申し上げますが、県内の平均が、まだ未定稿でございますが、66.4%です。66.3%のむつ市は、ほぼ県平均まで頑張りました。ですから、今後これ以上下がらないように、これ以上を目指して、なおかつ当面の目標は70%を目標にして頑張っていきたいと思いますので、持てる範囲で皆様のご期待に沿うように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解くださいませ。

○委員長（千賀武由） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 担当者としては当然のお話だと思っております。収納率が今何%かわかりませんが、私はたしか93%だと思っておりますが、それではペナルティーがあるわけです。恐らく一千何がしの金も、どのぐらいの金額になっているかも聞きたいわけなのですが、それもまたプラスになるということになるわけです。みすみす自分らで国から来る金を捨てていると、報奨金を要は捨てているということにもなるわけです。やっぱりこういう時代でございます。いろいろな景気も、悪いのは私も十分認識しております。でも民間会社であれば、これは倒産するわけです。役所だから倒産しないわけ。やっぱり先ほど税務調整監ですか、話をしましたが、一丸となって本当からいえば、市長でありませぬので、その辺は言えないかもわかりませんが、やっぱりこれは共通の職員の問題だと認識をしなければならないわけです。その辺のところ、民生部長もどのように考えていますでしょう。

○委員長（千賀武由） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 白井委員のご意見の中に調整交付金の分がございましたけれども、平成19年度の一般被保険者の保険税の収納率が87.4%でございましたので、今の調整交付金の減額率は87%以上90%未満に入りますので、7%、金額にして4,100万円、大きい金額がそのペナルティーとして減額されております、この平成20年度決算において。今収納率、平成20年度の話をしましたときに86%という話をいたしましたので、これはもう一ランク下がるということになります。非常に厳しい状況です。

（「幾らぐらい」の声あり）

○民生部長（齋藤秀人） 約1,200万円ぐらい下がる。これについては、国のほうで後期高齢者医療制度、この分の関連がございましたので、また経済の低迷ということもありましたというふうなところで、緩和措置をとっているらしいのですけれども、ただその中で情報が入っているのが滞納繰り越しの収納率が20%以上でなければいけないと。そうしますと、今回16%と、ちょっと上回って16%ちょっとで、上回っていますけれども、満たないとなりますので、やはり先ほど言いました4,100万円に1,200万円を加えた

5,300万円何がしが減額されるのかということです。これに対するそれこそ緊急的な話もあります。それについて、全庁的な話が先ほど白井委員のほうから提案がございました。今現在当然のこととしてこれも継続していますけれども、収納に携わる税務課、当然その課税するべきの国保については連携を保って情報交換ということをして、そういうふうな形で取り組んでいるところがございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（千賀武由） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 来年度には半額になるということで、本当にゆゆしき問題だと私も思います。恐らく担当している部長のほうでも十分認識していると思います。くどいようですが、やはりこの滞納というのは、我々民間で言えば、今の世の中というのは金を貸したほうより金を借りた方が強いわけです。金を借りたほうが大きい顔して歩いていて、金を貸したほうが返してくださいとなかなか言えないのも今の世の中でございます。ただ、行政は役所のバッチをつけてやっているわけですので、隔たりなく、きちんと職員一丸となって、きょうは副市長しかおりませんが、市長に進言して、ぜひ徴収の仕方とか、先日申し上げたとおり、徴収は市長の名前で行っているわけですから、やっぱりきちんと徴収も今後一層考えて、今以上に頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 非常にゆゆしき事態になっておるわけですが、委員長のお許しを得るならば、滞納者世帯、それから短期資格、これを明らかにしていただきたい。

それから、財源の内訳でありますけれども、今国から出ている補助率、これは何%なのか、それからあとは県、市となるのだけれども、これも明らかにしていただきたい。患者負担は何%なのか、そして保険料が今幾らなのか、これをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（千賀武由） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（大橋 誠） お答えいたします。

滞納者数につきましては、平成21年9月1日現在で1年以上滞納している世帯、全体が1万2,013世帯のうち2,402世帯、このうち短期保険証を交付している世帯が1,067世帯、資格証明書を交付している世帯が231世帯でございます。それから、国・県の負担金、交付金でございますが、国の定率負担金が34%、国の調整交付金が9%、それから県の調整交付金が7%、合計で50%でございます。残る50%を保険税で賄うことになっております。

それから、一部負担金の問題でございますが、一般の方は3割負担、70歳以上で一般の所得のある方は3割、低所得者の方は1割と、それから生まれてから小学校就学までは2割という負担になってございます。

国保税の税率でございますが、医療分については所得割6.84%、それから均等割が1万5,200円、世帯平等割が2万7,800円、後期高齢者支援金分として所得割が2.51%、均等割が5,300円、世帯平等割が9,800円、介護納付金分といたしまして、所得割が2.21%、均等割が1万2,700円でございます。

○委員長（千賀武由） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 私どもは、合併になる前に、この点かなり議論した経過があるのですけれども、私の記憶に違いがなければ、今から16年前までは国の負担率が45%だったのです。平成16年度から、これは暫定的だよと言いながら負担率を38.5%まで下げてしまった。下げてしまったばかりではなくて、固定して、さらに補助率を低下してきた。現在は、厚生労働省の発表で今月の3日になっておりますけれども、財源の内訳として国と自治体で公費負担は36.7%と。先ほど答弁にあったように、今国は34%だと。こういう状況でありますから、先ほど同僚議員も徴収率の問題で努力の後も答弁もされましたけれども、やはりここ3年の経過を見ても、基金を取り崩して、去年は15.1%の値上げをやって、なおかつ今これだけの3億8,900万円になっている。ですから、滞納者はますますふえていくし、そしてそうやっていくというと、どうしてもこの市民の皆さんから負担してもらわなければならないということでさらに値上げする、また滞納者はふえる。その後イタチごっこの繰り返しになっていくというのが私は現状ではないかなと、今までの推移を見ても、これからも。ですから、この今の国保財政を苦しめている根本、ここを地方六団体は当然のことなのだけれども、やはりむつ市の市長も、事あるごとに県やあるいは国に対して厳しい注文をしていくということも必要なのではないかなというふうに思います。きょうは市長がおりません。副市長が答えていただければよろしいのですけれども、いただけなかったら、市長に対してこういう意見が出たということをぜひ伝えていただきたいのですけれども、これに対する認識についてお伺いしておきたいと思います。

○委員長（千賀武由） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） この国民健康保険制度が発足しまして、もう既に50年以上、半世紀を経ているというふうな状況で、やはりその制度のところでいろいろな疲弊、またはひずみ等が出るのかなというようなところでは新聞紙上で批評も出ております。我々も国保を預かる保険者の一人として、今国・県の公費が50%、国保税が50%と言っていますけれども、この国保税に係る

部分が、今まで滞納がふえているという部分はありますけれども、やはり保険者のかなりの負担化といいますか、強くなってきているのかなと思いますし、その辺も含めまして、今工藤委員がお尋ねの中で言いましたけれども、地方六団体、これには当然むつ市長も入っていますので、その中でこの国民健康保険を含めた保険制度の一元化とか公費のそれこそ増額とかというようなものを強く呼びかけているといいますか、強く要請するということで今進めているところでございますので、この辺でご理解願いたいと思います。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

これは、280ページの国庫支出金に関してですが、これが予算規模に対してマイナス3億9,000万円ということで、かなりここがマイナスが大きくて、これがもし例えば3億9,000万円じゃなくて2億円とか1億5,000万円くらいのマイナスであれば、かなり赤字は圧縮したかなということで、ここがかなり大きかったので、この理由をちょっとお聞かせ願いたいなと思います。もしかしたら予算の段階でちょっと多く見積もり過ぎたのかなというのも含めて教えてもらえればなというふうに思います。

○委員長（千賀武由） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（大橋 誠） お答えいたします。

ご承知のとおり、平成20年には後期高齢者医療制度の発足を初め、非常に大きな制度改正がありました。そこで、厚生労働省では政省令の公布がかなりおくれまして、翌年の2月、3月ごろになってしまったと。したがって、予算編成の時点では詳細な数字が把握し切れなかったためにこのような予算編成になったものでございます。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。これで議案第71号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

（工藤孝夫委員登壇）

○委員（工藤孝夫） 議案第71号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対討論をいたします。

本案には、昨年3月予算議会における国保税15.1%の値上げが反映されている決算であります。国による増税と負担増の連続、地域経済の停滞により多くの市民には国保税の負担は耐えがたいものとなっています。根本的には国の国庫負担率増税と交付金、そして一般財源からの方策が講じられるべき

で、国保税のさらなる引き上げによる市民の税負担が限界に達していることを申し述べまして、討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（千賀武由） ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

議案第71号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者13人、起立しない者8人）

○委員長（千賀武由） 起立多数であります。よって、議案第71号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書309ページからになります。

平成20年度老人保健特別会計は、歳入が4億8,390万798円、歳出は4億9,723万3,342円で、差し引き1,402万2,544円の赤字決算となっております。

平成21年度から繰上充用しております。これは、国庫支出金が本来の負担すべき額より少なく交付されたことが主な要因となります。なお、この国庫支出金は平成21年度で精算されます。

それでは、歳入についてご説明いたします。314ページをお開き願います。第1款支払基金交付金は、2億3,612万7,194円となっております。このうち第1目医療費交付金は、平成19年度精算分、平成20年度交付決定分の合計2億3,431万6,194円となっております。

第2目審査支払手数料交付金は、平成20年度交付決定分の181万1,000円となっております。

第2款国庫支出金は、平成19年度精算交付分と平成20年度交付分の合計1億7,398万4,474円となっております。

第3款県支出金は、同じく平成19年度精算交付分と平成20年度交付分の合計3,114万3,948円となっております。

第4款繰入金は、むつ市の医療給付費負担分として一般会計から繰り入れされたものであり、3,414万4,034円となっております。

第5款諸収入は、第1目、交通事故等による第三者行為納付金、第2目、不正利得等返納金が主なものでございます。

歳出についてご説明いたします。320ページをお願いいたします。予算現額に対する執行率は99.12%になっております。第1款医療諸費、歳出のほとんどを占める医療諸費は、老人医療受給者に係る医療給付費及び医療費支給費等であり、全体で4億3,152万9,578円となっており、歳出総額に占める割合はおよそ87%となっております。このうち第1目医療給付費は、診療費、調剤費などであります。

第2目医療費支給費は、高額医療費等の現金支給分であります。

第3目審査支払手数料については、支払基金及び国保連合会が実施しているレセプト、診療報酬明細書でございますが、の点検に係る事務費であり、1万6,817件の点検に対する支出であります。

第2款公債費は、平成20年度は支払いがありませんでした。

第3款繰上充用金は、平成19年度の歳入不足のため6,600万7,457円支出しております。

第4款諸支出金は、平成19年度の医療給付費などの確定及び精算に伴うものであり、支払基金に対し、38万6,307円を償還しております。

以上、平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算の概要を申し述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで議案第72号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

（横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第72号 平成20年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、後期高齢者医療制度を受け、2年後には廃止となる特別会計であります。廃止が検討されている後期高齢者医療制度を反映している本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（千賀武由） ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

議案第72号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者15人、起立しない者5人)

○委員長(千賀武由) 起立多数であります。よって、議案第72号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) 議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算の説明の前に、この制度の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、平成20年度から新たに設けられた特別会計でございます。しかしながら、老人保健特別会計との関連性はなく、老人保健特別会計が医療給付費などの支出と、その財源となる負担金を受け入れることが主な目的であるのに対し、後期高齢者医療特別会計は、保険料及び保険料に関連する収入を青森県後期高齢者医療広域連合へ納付することが主な目的であります。医療給付費などの12分の1に相当する市負担金については、一般会計で対応しております。

生活保護受給者などの一部除外者を除き75歳以上のすべての方と65歳以上で一定以上の障害があり、広域連合の認定を受けた方がこの制度の被保険者となりますが、むつ市における平成21年3月末の被保険者数は7,415人であり、むつ市の人口の11.49%を占めております。

それでは、平成20年度の決算の状況についてご説明いたします。決算書325ページからになります。

平成20年度の決算状況は、歳入総額4億670万159円、歳出総額4億40万4,159円で、差し引き629万6,000円の黒字決算となっております。これは、4月1日以降の出納整理期間に徴収した現年度分の保険料は、市では平成20年度会計の歳入にしますが、広域連合への納付金は平成21年度会計からの負担金として支出することになるため、剰余金が発生したものであります。また、督促手数料についても広域連合に納付しないため、剰余金となります。これらの剰余金については、平成21年度に全額繰り越すこととなります。

歳入についてご説明いたします。決算書330ページをお願いいたします。第1款後期高齢者医療保険料は、調定額2億8,916万2,900円に対し、収入済額は2億8,582万300円であり、収納率は98.84%となっております。このうち第1目特別徴収保険料は、調定額が2億1,315万8,800円で、収納率は100%となっております。特別徴収とは、老齢年金などからの天引きによる徴収方

法で、普通徴収とは特別徴収以外の納付書や口座振替による徴収方法のことを言います。

第2目普通徴収保険料は、調定額7,600万4,100円に対し、収入済額は7,266万1,500円であり、収納率は95.60%となっております。収入未済額は334万2,600円で、滞納者数は114人となっております。初年度であるため不納欠損処分はございませんでした。

第2款手数料は、督促手数料13万1,200円となっております。

第3款繰入金は、保険基盤安定制度負担金として低所得者に係る保険料の軽減分を県が4分の3を、市が4分の1を負担することになっておりますが、一般会計で受け入れた県負担金と市負担金を合計した1億2,074万8,659円を繰り入れしたものであります。

歳出についてご説明いたします。336ページをお願いいたします。平成20年度歳出決算額は4億40万4,159円であり、予算現額4億5,198万1,000円に対する執行率は88.59%となっており、不用額は5,157万6,841円となります。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、平成21年3月末までに収納した保険料2億7,965万5,500円と歳入の第3款で受け入れた保険基盤安定繰入金1億2,074万8,659円を広域連合に納付したものであります。

第2款諸支出金、第3款予備費の支出はありませんでした。

以上、平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を申し述べさせていただきます。よろしくご説明いたします。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで議案第73号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

（工藤孝夫委員登壇）

○委員（工藤孝夫） 議案第73号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対討論を行います。

本案は、75歳以上の高齢者の医療費を抑制することを目的とした制度であります。その要点として、75歳以上を別枠の制度で囲み、1つに、介護保険同様、年金からも保険料を天引きする、2つに、保険料を滞納すれば保険証を取り上げる、3点に、受けられる医療を制限するという内容のものであります。外国では例がなく、現代のうば捨て山と言われるゆえんです。

当市議会では、平成19年12月市議会において「後期高齢者医療制度」の実施の凍結と制度の全面的な見直しを求める意見書を可決し、市民の強い要望

にこたえていることも申し添えます。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（千賀武由） ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

議案第73号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者11人、起立しない者7人）

○委員長（千賀武由） 起立多数であります。よって、議案第73号は認定することに決定いたしました。

ここで午後3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○委員長（千賀武由） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第74号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（太田信輝） 議案第74号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。決算書341ページと342ページの歳入歳出の総括表をごらんください。

平成20年度決算の歳入の収入済額及び歳出の支出済額は、いずれも15億9,480万3,132円で、歳入の不足額は一般会計から繰り入れしておりますので、歳入歳出差引額はゼロとなっております。

次に、346ページをごらんください。まず、歳入であります。第1款事業収入の収入済額は1億2,389万8,635円で、第1項分担金及び負担金では、1目地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区にかかわる受益者分担金と、2目都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金は合計で3,410万1,100円となりました。

第2項1目及び2目の下水道施設の使用料と3目及び4目の工事店申請認可手数料や工事検査及び督促等の手数料は8,979万7,535円であります。

次に、346ページから348ページにかけての第2款国庫支出金でございますが、公共下水道整備事業費に対する国庫補助金で、補助対象事業費5億4,000万円に対する補助率50%で2億7,000万円となっております。

第3款財産収入でございますが、科目を設定しておりましたが、実績はありませんでした。

第4款繰入金でございますが、第1項1目の一般会計繰入金は、総務管理費及び公債費等に財源不足として市の一般会計から5億1,389万4,182円を繰り入れしていただいております。

第5款繰越金でございますが、平成20年度はありませんでした。

第6款諸収入でございますが、第2項1目雑入は、消費税及び地方消費税の還付金が1,797万2,110円、下水道管渠工事の契約解除に伴う補償金が252万円、県営事業負担金の還付金が1万8,205円で、合わせて2,051万315円となっております。

次に、348ページから350ページの第7款市債でございますが、それぞれ下水道事業に伴って発行した下水道事業債などで、総額6億6,650万円となっております。内訳といたしましては、下水道事業債が3億5,220万円、公債費の繰り延べのために発行しました資本費平準化債が3億円、過疎対策事業債が1,430万円となっております。

以上の結果、歳入の収入済額は15億9,480万3,132円となっております。

次に、歳出であります。354ページをごらんください。第1款事業費は、8億7,110万4,440円となりましたが、このうち第1項総務管理費は、受益者分担金、負担金及び使用料の賦課徴収や水洗化等の普及対策にかかわる人件費や事務的経費で2億1,844万3,077円となりました。主な支出といたしましては、1目の一般管理費は7,241万4,181円で、職員7人分の給与費、下水道使用料徴収事務及び下水道台帳整備にかかわる委託費のほか、負担金補助及び交付金では、下水道排水設備工事費助成金等に支出いたしております。

354ページから356ページにかけての2目管渠維持費では689万275円で、マンホールポンプにかかわる電気料や修繕料等に支出しております。

3目の処理場管理費は1億2,836万4,035円で、下水浄化センターの維持管理にかかわる委託料や工事請負費等に支出いたしております。主なものでは、11節の需用費は、薬品等の消耗品費購入や電気料、燃料費などで2,940万1,139円となっております。13節の委託料は、処理施設の運転維持管理や汚泥の運搬並びに処理処分等に係る委託料で7,993万7,777円となっております。15節の工事請負費は、処理場の電気、機械設備等の修繕工事費で1,739万5,539円となっております。

356ページから358ページにかけての第4目の集落排水施設費は、1,077万4,586円で、脇野沢地区の漁業集落排水施設の維持管理にかかわる委託料や電気料、修繕料等に支出いたしております。

358ページから360ページにかけての第2項建設事業費は、下水道整備にかかわる職員の人件費、設計委託料、工事請負費のほか、県代行事業建設負担金等で6億5,266万1,363円となりました。主なものといたしましては、下水道整備にかかわる職員4人分の給与費、測量設計にかかわる委託料6件と大畑処理区の公共事業再評価資料作成業務委託及び工事請負費21件のほか、県代行事業で実施しております川内地区の処理施設増設工事にかかわる負担金等に支出いたしております。

次に、第2款公債費は7億2,369万8,692円となりましたが、その内訳は1目長期債の元金償還分が5億2,978万7,376円、2目長期債の利子と一時借入金利子で1億9,391万1,316円であります。この結果、歳出総額は15億9,480万3,132円となり、歳入歳出差し引き残額はゼロとなっております。

以上で下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

361ページの下水道整備であります。柳町、栗山、本町あたりを工事しているのですが、これはほぼ完了したものでしょうかということと、ここを終了した後、今後どのあたりを計画しているものか、よろしく願いいたします。

○委員長（千賀武由） 下水道課長。

○建設部副理事・下水道課長（齊藤鐘司） むつ地区の整備につきましては、柳町地区、まだ整備途中でございます。それと、来年度からは下北町のほうの前の整備も広げていこうと考えております。

以上です。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで議案第74号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第75号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、議案第75号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。決算書の365ページから375ページにかけての内容でございます。

この会計は、公共用地の先行取得に係る会計であります。歳入歳出同額の決算となっております。

内容についてご説明申し上げますが、まず歳入ですが、370ページをお開き願います。第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金であります。一般会計からの繰入金1,652万4,278円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料、第1節使用料につきましては、新町保育所再編整備用地内のN T Tの電話柱4本分に係る行政財産目的外使用料6,000円となっております。

第3款財産収入、第1項財産売却収入、第1目不動産売却収入、第1節土地売却収入につきましては、下北駅周辺整備事業の進捗に伴い、本特別会計で保有しておりました用地3,541.33平米を一般会計へ売却したことによる収入1億623万9,900円となっております。この一般会計のほうの受け入れは午前中の8款土木費、5項都市計画費、5目下北駅前広場整備事業費との兼ね合いでございます。

次に、歳出ですが、374ページをお開き願います。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目下北駅周辺整備事業費、第28節繰出金につきましては、一般会計への繰出金でありまして、下北駅周辺整備用地土地売却収入1億623万9,900円から公債費の繰上償還分3,456万円を差し引いた7,167万9,900円となっております。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金、第23節償還金利子及び割引料につきましては、下北駅周辺整備用地に係る平成20年度から平成25年度までの償還金4,220万円と、平成20年度の新町保育所再編整備用地に係る償還金716万円の合計4,936万円となっております。

第2目利子、第23節償還金利子及び割引料につきましては、下北駅周辺整備用地に係る長期債利子償還金84万1,950円と新町保育所再編整備用地に係る長期債利子償還金88万8,328円の合計173万278円となっております。

以上でございます。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 済みません、1点だけお願いします。

この下北駅のところを売った公債費が平成25年度までということでは、4,200万円ずつとなると、今平成20年度、あと5年も払わなくてはいけないとなると、あと2億円ぐらい払わなくてはいけないのでありますが、この下北駅の土地をむつ市のほうに売って1億600万円で売ったというふうにちょっと私は理解するのです。そうすると1億円以上この会計ではもう赤字を生むという、そういう理解でよろしいでしょうか。そこをちょっと詳しくお願いいたします。

○委員長（千賀武由） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） この会計は、この用地の管理運営に要する費用、これを基本的に一般会計でてん補するという精神の会計でございますので、したがって歳入歳出差し引きゼロという理念での会計運営でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（千賀武由） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで議案第75号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了します。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計は、保険給付費等について、介護保険法で規定されている負担割合に基づき、被保険者、社会保険診療報酬支払基金、国、県、市が

それぞれ負担金を出し合って運営されている会計であります。また、地域密着型サービスや地域支援事業により介護予防に重点を置いた事業を実施しております。

決算書の379ページをごらんいただきたいと存じます。歳入総額43億4,515万1,502円、続きまして380ページ、歳出総額が43億3,799万1,363円の決算となっております。歳入歳出差し引き716万139円の剰余金については、財政調整基金へ繰り入れをしております。

決算額の対前年度比では、歳入において2億3,359万8,727円で5.7%、歳出においては2億8,457万9,990円で7.0%とそれぞれ増額となっておりますが、これは介護保険制度が浸透し、利用割合がふえてきたことや被保険者数及び要介護認定者数の増により保険給付費が増額となったことによるものと推察いたします。

それでは、最初に歳入についてご説明いたします。決算書384ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款保険料は、収入済額7億1,231万6,370円となっております。収納率については、特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は83.1%、滞納繰越分の収納率は11.6%で、全体の収納率は95.1%となっております。前年度に比較して0.1ポイントの減となっております。また、滞納繰越分のうち平成18年度以前の保険料1,095万7,420円については、2年間の時効が成立したことにより不納欠損処分としております。

次に、第2款分担金及び負担金2,197万3,000円の決算額となっております。これは、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る町村負担金であります。負担割合は、実績割75%、均等割25%となっております。

次に、第3款使用料及び手数料は、収入済額14万500円となっております。これは、保険料の督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、10億8,636万1,726円の交付額となっており、国庫支出金は保険給付費に対する介護給付費負担金や調整交付金、また地域支援事業交付金や制度改正に伴うシステム改修への介護保険事業費補助金及び新たに交付されました介護従事者処遇改善臨時特例交付金となっております。

次に、386ページをごらんいただきたいと存じます。第5款支払基金交付金は、12億7,301万円の交付額となっております。これは、保険給付に対する第2号被保険者負担分の介護給付費交付金及び地域支援事業費に対する交付金であります。

次に、第6款県支出金は、6億1,214万7,609円の交付額となっております。

これは、保険給付に対する介護給付費負担金及び地域支援事業費に対する交付金であります。

次に、388ページ、第7款財産収入は、47万8,745円の決算額となっております。これは、財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、第8款繰入金は、決算額が6億3,762万9,185円となっております。これは、本会計の給付費、事務費等に対する一般会計及び財政調整基金からの繰入金であります。

次に、390ページ、第9款諸収入は、決算額が109万4,367円となっております。これは、地域包括支援センター事業収入がそのほとんどであり、ケアプラン作成料であります。

続いて、歳出についてご説明いたします。決算書394ページをごらんいただきたいと存じます。第1款総務費9,468万3,453円の支出額となっております。これは、運営事務費や制度改正に伴うシステム改修の委託料、介護認定審査会に係る審査、認定調査事務費及び計画策定委員会費が内訳となっております。

次に、396ページ、第2款保険給付費は40億9,958万9,413円の支出額となっております。これは、第1項介護サービス等諸費、第2項介護予防サービス等諸費、第3項その他諸費、第4項高額介護サービス等諸費、第5項特定入所者介護サービス等諸費として要した経費でありまして、歳出全体の94.5%を占めております。

次に、402ページをごらんいただきたいと存じます。第3款地域支援事業費は7,242万8,105円の支出額となっており、介護予防事業費、包括的支援事業費、任意事業費及び介護予防給付支援事業費で構成されております。

次に、406ページ、第4款財政安定化基金拠出金は、384万8,976円の支出額となっており、前年度と同額となっております。これは、市町村の介護保険事業の財源不足について貸し付けや交付を行い、事業の財政安定化を図るため県が設置しております財政安定化基金への拠出金でありまして、3年間同額で納付するシステムとなっており、平成18年度から平成20年度までの給付費見込額の0.1%に相当しております。

次に、408ページ、第5款基金積立金は3,560万9,826円の支出額となっております。これは、財政調整基金の利子の積み立て及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てたものであります。

次に、第6款公債費は164万4,000円の支出となっております。これは、保険給付の支払いに要した一時借入金の利子でございます。

次に、第7款諸支出金は3,018万7,500円の支出額となっております。これ

は、所得更正、修正、転出、死亡等により保険料が更正された場合の還付や前年度の国・県給付費負担金及び支払基金交付金の精算償還金が生じた場合などに支出されます。前年度介護給付費負担金の精算分、つまり国、県、一般会計及び支払基金への償還金と保険料の還付金であります。

次に、第8款予備費であります。支出額はありませんでした。

以上が平成20年度介護保険特別会計の歳入歳出決算であります。よろしくお願いたします。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで議案第76号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

（横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第76号 平成20年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案と直接関係はしませんが、40歳から64歳の方が負担する介護納付金の所得割が1.25%から2.21%へ、均等割が8,500円から1万2,700円に引き上げられ、総額で6,320万円の負担増となりました。むつ市は給付が減っているにもかかわらず、全国的に給付がふえていけば、本会計とは関係ありませんが、介護納付金は引き上げられるという介護保険制度の欠陥を指摘し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いたします。

○委員長（千賀武由） ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

議案第76号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者16人、起立しない者4人）

○委員長（千賀武由） 起立多数であります。よって、議案第76号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第77号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 議案第77号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計

歳入歳出決算をご説明申し上げます。413ページをお開き願います。

平成20年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。平成20年度決算は、歳入総額804万9,857円、歳出総額528万469円で、歳入歳出差引額276万9,388円となっております。この剰余金は全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

418ページをお開き願います。歳入であります。使用料801万1,026円は、魚市場卸売市場使用料668万5,702円及び貸事務室の使用料10万1,640円のほか、電気、水道料、行政財産等使用料の122万3,684円でございます。

一方、歳出であります。422ページをお開きください。魚市場施設費518万9,169円は、魚市場管理人賃金90万7,200円、電気、水道料等の需用費が180万8,415円、電気工作物保安業務や浄化槽点検保守の委託料93万4,084円、魚市場トイレ手洗器改修工事費46万7,250円が主なものであります。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで議案第77号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第78号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（太田信輝） 議案第78号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。決算書429ページの歳入歳出の総括表をごらんください。

脇野沢地区の簡易水道事業につきましては、平成20年度までは建設部の所管となっておりますが、本年4月1日より公営企業局水道事業会計へ編入し、水道事業を一括管理運営しております。したがって、当該決算は平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業期間に係る打ち切り決算と

なっております。

平成20年度決算額は、歳入では第2款使用料及び手数料が4,335万1,182円、第4款繰入金は5,920万円、第6款市債が1億5,820万円で、総額2億6,075万1,182円、歳出では第1款事業費が1億5,147万6,600円、第2款公債費が1億1,309万8,154円で、総額2億6,457万4,754円となり、差し引き382万3,572円の歳入不足額となっております。これは、先ほど述べましたとおり、予算を3月31日で打ち切ったため、3月分の使用料が収入未済額となったためであり、この収入未済額は公営企業局の水道事業会計から補てんされております。

次に、434ページをごらんください。まず、歳入であります。第1款第1項負担金は、第三者による水道施設の破損等に伴う施設負担金で、科目を設定しておりましたが、発生しませんでした。

次に、第2款使用料及び手数料は、水道使用料並びに給水施設工事に係る設計審査、工事検査の手数料で調定額5,342万1,867円に対し、収入済額は4,335万1,182円、不納欠損105万4,163円、収入未済額901万6,522円となっております。

次に、第3款1項工事料は、第1款の負担金と同様に第三者による水道施設の破損等にかかわる工事料金で、科目設定をしておりましたが、発生しませんでした。

第4款繰入金は、公債費等の財源不足を補てんする一般会計からの繰入金で、調定額、収入済額ともに5,920万円となっております。

第5款繰越金は、科目を設定しておりましたが、ありませんでした。

434ページから436ページにかけての第6款諸収入は、雑入を予定したのですが、実績はありませんでした。

第7款市債は、水道施設の建設改良並びに公的資金補償金免除繰上償還の償還財源として発行した地方債で、調定額、収入済額とも1億5,820万円となっております。

次に、歳出であります。440ページをごらんください。第1款第1項1目の一般管理費のうち13節の委託料は、水道施設の維持管理及び水道使用料徴収事務を公営企業局へ委託したほか、地方公営企業法適用のための財産台帳作成に係る業務委託料であります。27節公課費は消費税及び地方消費税の納付額でございます。

第2項1目水道整備費のうち13節の委託料は、小沢地区簡易水道施設の改良工事に係る実施設計業務委託料であります。15節工事請負費は、渇水期や災害時等における水道水の安定供給を目的とし、小沢地区の簡易水道施設を隣接する蛸崎地区の簡易水道施設と連結したことや、脇野沢浄水場改修に係

る工事費であります。

次に、第2款公債費の1目元金は、長期債の償還元金で8,844万5,133円で、2目の長期債の利子償還分2,465万3,021円を合わせ1億1,309万8,154円となりました。

第3款の予備費でございますが、支出はございませんでした。

以上でむつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

○委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。

これで議案第78号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（千賀武由） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第79号 平成20年度むつ市用地造成事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 議案第79号 平成20年度むつ市用地造成事業会計決算についてご説明申し上げます。決算書は、別冊となっております。

1ページをお開き願います。平成20年度は、歳入合計3,004万3,050円に対し、歳出合計は14億5,191万4,256円となり、差し引きで14億2,187万1,206円の不足額を生じた決算となっており、この不足額は平成21年度予算の歳入から繰上充用により措置しております。

2ページをお開き願います。主な歳入は、一般会計からの繰入金3,000万円で99.9%を占めており、その他として電柱敷地貸付料1万5,000円と預金利子2万8,050円となっております。

4ページの歳出では、繰上充用金14億3,248万1,914円で98.7%、公債費で1,935万1,002円で、1.3%が主なものとなっております。

以上でございます。

- 委員長（千賀武由） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（千賀武由） 質疑なしと認めます。
これで議案第79号についての質疑を終わります。
これより討論を行います。発言ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（千賀武由） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。
これより議案第79号を採決いたします。
本案は認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（千賀武由） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は認定することに決定いたしました。
次は、議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。
理事者の説明を求めます。公営企業局長。
- 公営企業局長（佐藤純一） 議案第80号 平成20年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書は、別冊となっております。
1ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。
それでは、（1）の収益的収入及び支出についてですが、これは経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、収入は水道事業収益において予算額15億6,180万円に対して決算額は15億5,460万4,847円となり、おおむね予算どおりの収入を確保しております。
水道事業収益の主なものといたしましては、営業収益でありまして、決算額は13億9,291万9,005円となっております。
営業収益の主なものといたしましては、上水道料金の給水収益13億4,804万5,564円と簡易水道料金の簡易水道事業収益3,730万6,901円であります。
営業外収益の決算額1億6,168万5,842円の主なものといたしましては、簡易水道の営業助成に充てられました一般会計補助金6,631万1,000円、簡易水道を上水道に統合するための企業債利息分や消火栓維持管理等に充てられました一般会計負担金3,908万3,000円、水道加入金1,553万1,600円及び脇野沢地区簡易水道の業務の受益収益3,495万8,000円などであります。
次に、支出は水道事業費用において、予算額15億2,190万4,000円に対して

決算額は14億9,985万5,030円となり、2,204万8,970円の不用額を生じた決算となっております。

水道事業費用の内訳といたしましては、営業費用が11億1,084万5,336円、営業外費用が3億8,633万6円、特別損失が267万9,688円となっております。

営業費用の主なものといたしましては、原水及び浄水費1億8,935万5,580円、配水及び給水費7,581万6,299円、業務費2億2,904万5,841円、総係費1億2,154万7,234円等の部門別経費のほか、減価償却費4億9,349万3,332円などであります。

営業外費用の主なものといたしましては、支払利息、支払消費税及び脇野沢地区簡易水道の受託費用であります。

特別損失につきましては、水道料金の欠損処分等の過年度損益修正損であります。

次に、3ページをお開き願います。(2)、資本的収入及び支出についてですが、これは将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すものでありますが、ここでは先に下段の支出からご説明いたします。

資本的支出は、予算額合計9億7,710万9,000円に対して、決算額は9億7,607万2,709円となり、103万6,291円の不用額を生じた決算となっております。資本的支出の内訳といたしましては、建設改良費は予算額1億1,448万円に対して決算額は1億1,344万6,724円となっております。

次に、企業債償還金は予算額合計8億6,262万9,000円に対して決算額は8億6,262万5,985円となっております。各地区の建設改良費の内訳は、15ページからの(1)、建設改良工事の概況をごらんいただきたいと思っております。また、各地区の企業債償還金については、27ページの下段、(ロ)、平成20年度企業債の償還状況及び35ページからの企業債明細書をごらんいただきたいと思っております。

一方、これらの支出を賄う財源ですが、資本的収入は予算額合計3億9,152万円に対して決算額は3億9,152万1,380円となっております。資本的収入のうち企業債につきましては、平成20年度は公的資金補償金免除繰上償還制度に係る借換債分の2億3,590万円を予算計上しており、同額の決算となっております。

また、一般会計負担金及び他会計長期貸付金返還金につきましても、予算額合計と同額5,012万4,000円の決算となっており、工事負担金につきましても予算額549万6,000円とほぼ同額の549万7,380円の決算となっており、他会計長期貸付金返還金の1億円につきましては、平成15年度に一般会計に貸し

付けました4億円の返還が終了しております。

各地区の企業債の借り入れ状況につきましては、27ページの上段（イ）、企業債の概況をごらんいただきたいと思っております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億8,455万1,329円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額536万9,720円、建設改良積立金5,926万7,642円、減債積立金3,400万円、過年度分損益勘定留保資金4億6,663万7,546円及び当年度分損益勘定留保資金1,927万6,421円で補てんしております。

次に、5ページをお開き願います。平成20年度むつ市水道事業損益計算書ですが、これは平成20年度の水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することになっております。

まず、1の営業収益の決算額は13億2,674万9,079円となっております。内訳といたしましては、水道料金であります給水収益12億8,395万1,663円と簡易水道事業収益3,553万1,810円が主であります。

次に、2の営業費用の決算額は10億9,930万9,769円となっております。内訳といたしましては、原水及び浄水費1億8,367万9,937円ほか3部門と減価償却費4億9,349万3,332円が主なものであります。

この結果、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は2億2,743万9,310円となっております。

次に、3の営業外収益ですが、決算額は1億5,926万7,132円となっております。内訳といたしましては、補助金6,631万1,000円、負担金3,908万3,000円、水道加入金1,479万2,000円及び受託収益3,329万3,334円が主なものであります。

次に、4の営業外費用ですが、決算額は3億3,527万2,684円となっております。内訳といたしましては、支払利息3億180万6,359円と受託費用3,284万5,225円が主なものでありますが、特に支払利息において平成19年度から始まりました旧大蔵省資金運用部資金に係る公的資金補助金免除繰上償還制度の借りかえによる平成20年度全体としての軽減効果額が6,341万2,253円出てきております。

この結果、営業利益から営業外損益を差し引いた経常利益は5,143万3,758円となりました。

また、特別損失255万2,126円を差し引いた当年度純利益は4,888万1,632円となりました。

なお、前年度からの繰越利益剰余金34万6,139円を加えました当年度未処分利益剰余金は4,922万7,771円となり、7ページの下段、剰余金処分計算書に計上しておりますが、減債積立金に4,900万円積み立てております。

損益計算書の対前年度比較につきましては、21ページの(3)、事業収入に関する事項及び(4)、事業費用に関する事項を参照していただきたいと思ひます。

また、決算の総括的な概況につきましては、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思ひます。

以上で議案第80号の説明を終わらせていただきます。

○委員長(千賀武由) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(千賀武由) 質疑なしと認めます。

これで議案第80号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(千賀武由) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(千賀武由) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願ひたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(千賀武由) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 4時05分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 千賀武由